

自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く^{ひら}子供を育む教育の
実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上
(第十次提言)

はじめに

我が国の未来、それは子供たちです。全ての子供たちが、自らの個性を発揮し、自信をもって自らの未来を、自らの手で切り拓く^{ひら}。子供たちの誰もが夢と志に向かって頑張ることができる国創りに向けて、教育再生を行っていかねばなりません。

子供たちが夢と志に向かって頑張れる国を創るには、学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、社会全体で子供を育むことが必要不可欠です。しかしながら、今日の学校教育の現場に目を向けると、教師の多忙化が頂点に達しようとしています。

言うまでもなく、家庭や地域は、学校教育の土台となるものです。学校の教育力が低下しないようにするためには、家庭や地域の教育力の向上が欠かせません。一方で、共働き世帯やひとり親家庭の増加など家庭の在り方は多様化しています。また地域も、本格的な少子・高齢社会を迎え、過疎化や高齢化が全国の地域で進んでいるという状況にあります。

また、国は、学習指導要領の改訂とその実施に向けた取組を進めていますが、諸外国に比べて子供たちの自己肯定感が低いままでは、「社会に開かれた教育課程」の下でこれからの時代に求められる資質・能力を育むことが十分に実現できたことにはなりません。子供たちが自分の価値を認識し、かつ、他者の価値も尊重することができるよう、また、自信をもって成長し、よりよい社会の担い手となることができるよう、そのための環境づくりに取り組む必要があります。

教育再生実行会議においては、こうした問題意識や現状認識の下、平成 28 年 10 月以降、①教師の業務負担を軽減し、今後も学校が持続的に発展できるようにするべく、「学校・家庭・地域の役割分担と教育力の充実」について検討を行うとともに、②「子供たちの自己肯定感が低い現状を改善するための環境づくり」について検討を行いました。

その際、学校、家庭、地域の役割分担やその教育力の向上に係る検討を行うに当たっては、教育と保育、福祉が一体となって子育て支援を行うなど先進的な取組を進めている地方公共団体への視察を行いました。また、学校、家庭、地域が、子供たちの自己肯定感を育む上で欠くことのできない存在であることから、後述する教育再生実行会議専門調査会の構成員と合同で勉強会を行いつつ、検討を深めていきました。

また、特に自己肯定感に係る課題については、専門的な見地からの議論が必要であるとの観点から、現場で子供たちの自己肯定感を高めるための取組を行っている NPO の関係者や、自己肯定感に関する調査・研究等を進めている大学の研究者等から成る教育再生実行会議専門調査会¹を設け、構成員からの取組成果の発表や、関係者からのヒアリング等を通じて検討を重ねました。さらには、教育再生実行会議及び教育再生実行会議専門調査会における検討を建設的、多角的に進めるべく、文部科学省に設けられた「我が国の子供の意識に関するタスクフォース」²において、我が国の子供たちの自己肯定感が諸外国に比べて低い現状の分析等が行われ、この分析結果等を活用しながら議論を進めました。

こうした検討の積み重ねを通じて、今般、第十次提言を取りまとめました。

今回の提言は、平成 27 年 12 月 21 日の中央教育審議会の 3 つの答申³を受けて策定された「次世代の学校・地域」創生プラン⁴を実質化させていく上でも必要不可欠な取組をまとめたものと言えます。政府においては、学校をはじめとした教育関係者はもちろんのこと、家庭や地域を支える福祉関係者とも一体となって、全ての大人が社会総がかりで子供の育ちを支えていけるよう、提言の内容が着実に実現されることを期待します。

1. 学校、家庭、地域の役割分担と教育力の向上について

(1) 学校、家庭、地域の役割分担

今日の日本の学校教育を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。例えば通級による指導の対象となっている児童生徒の数は、ここ 10 年間で約 2.4 倍に増えているほか、小中学生の不登校の児童生徒数は約 12.6 万人に上ります。

このような状況にあるにもかかわらず、日本の学校は「知・徳・体の一体的な教育を進める」という特長を有しているがゆえに、あたかも学校のみが日々生起する様々な課題に対応する責任と役割を有しているかのような、誤った認識が生じやすい状況にあるといっても過言ではありません。

換言すれば、自助、共助、公助がある中で、公助のみに頼ることが当然視される状況

¹ 平成 28 年 10 月 28 日、教育再生実行会議決定にて設置。主査は鎌田薫早稲田大学総長。

² 平成 28 年 10 月 7 日、田野瀬太道文部科学政務官を主査として設置。有識者及び文部科学省内の関係部局担当者によって構成。

³ 平成 27 年 12 月 21 日に取りまとめられた中央教育審議会の 3 つの答申。

・「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」

・「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」

・「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」

⁴ 文部科学大臣決定（平成 28 年 1 月 25 日）。平成 27 年 12 月 21 日の中央教育審議会の 3 つの答申の内容の実質化に向け、具体的な取組施策と改革工程表を示したプラン。

にあるとも言えます。

しかしながら、そもそも学校、家庭、地域が有する教育機能はそれぞれに異なるのであって、いずれか一つの教育機能のみで子供の育成が図られるわけではありません。

学校、家庭、地域の三者がそれぞれの立場から子供の教育に責任を持つとともに、それぞれの教育機能をいかに発揮し、相互に連携・協力しながら子供を支え、育てていくことが重要です。

そのため、教育基本法においては、同法第1条に規定する「教育の目的」を実現するべく、学校教育に係る規定（同法第6条）のみならず、家庭教育についての規定（同法第10条）や、地域に関する規定（同法第13条）が置かれています。このことは、自助、共助、公助の観点からの規定が教育基本法に置かれていると捉えることもできると言えます。

教育基本法が改正されてからおよそ10年が経った今、教育基本法を改正した際の原点に立ち戻り、学校、家庭、地域がどのような役割を果たすべきなのか、教育基本法が示した理念について、改めて考えをめぐらせ、確認する必要があります。

その上で大切なことは、この理念を実現するべく、情報技術の発展や就業構造の変化等により生じている家庭や地域の課題をはじめ、今日の社会が置かれている状況を冷静に、客観的に捉えた上で、具体的な取組を進めることです。

例えば、スマートフォンの世帯保有率は統計を取り始めた平成22年においては1割弱でしたが、平成28年では7割強⁵となっており、わずか7年ほどで保有率は7倍になりました。また、10代のスマートフォンの利用率は今日8割⁶を超えています。そのほかにも、保護者の就業状況の変化を見ると、「両親ともに仕事のある世帯」と「片方の親しか仕事のない世帯」の数は、約10年前を境に逆転し、今日では前者が後者の世帯数の2倍の数に上るなど、子供を取り巻く家庭環境も大きく変化しています。

本提言では、先に示したような社会状況の変化をしっかりと見据えた上で、今日進められている働き方改革などの取組を踏まえつつ、以下において家庭、地域、学校のそれぞれについて、今日の日本において取り組むべき施策を取りまとめ、示しています。

日本にいる全ての子供たちが、夢と志に向かって頑張れるような環境を構築できるよう、国や地方公共団体のみならず、全ての関係者による取組が求められます。

⁵ 平成28年版情報通信白書

⁶ 総務省情報通信政策研究所「平成27年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査（平成28年8月）」

(将来にわたっての議論の必要性)

一方で、本提言で示した取組は、あくまでも今日の日本の状況を踏まえたものであることに留意する必要があります。今日の技術革新はめまぐるしいスピードでもたらされます⁷。第4次産業革命を迎えていると言われていた今日、「子供たちの65%は、将来、今存在していない職業に就く」といった予測⁸や「今後10年から20年程度で、半数近くの仕事が自動化される可能性が高い」といった予測⁹もあります¹⁰。

IoTやAIの進展等に伴い生じるライフスタイルの変化や、家庭環境の変化、人口減少や人口構造の変化等は、今後も、家庭や地域、学校に対して確実に影響を与え続けると考えられます。

今後、家庭や地域が更に変容し、その教育力の維持・向上にとって更なる課題が生じることが予想される中、教師の長時間労働に支えられている学校現場が今日既に限界に来ていることを踏まえると、明治期以来の「知・徳・体」を一体として育むいわゆる「日本型学校教育」を維持することが果たしてできるのか、我々は今から真剣に考える必要があります。この、世界に高く評価されている「日本型学校教育」を将来にわたって維持・発展させるためには、様々な社会の状況の変化を踏まえつつ、学校に対してそのための資源を投入することが必要不可欠となります。

本提言においては、今日、国や地方公共団体等が取り組むべき施策を提示するとともに、近い将来を見据えた、学校教育をめぐる国民的な議論が必要であることも、ここで指摘をしておきたいと思えます。

(2) 家庭、地域の教育力の向上

(家庭の教育力)

教育基本法第10条においては、父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有し、「生活習慣」、「自立心の育成」、「心身の調和のとれた発達」を図るよう努めることとされており、また国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する支援を行うこととされています。

家庭においては、全ての教育の出発点として、特に、豊かな情操や基本的な生活習慣、家族や他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、社会的なマナ

⁷ 例えば、最初の電話は1876年に発明されたが、その後115年かかって1991年に最初のウェブサイトが、さらにわずか16年後の2007年には、広く世界に普及したスマートフォンが登場している。

⁸ キャシー・デビッドソン氏（ニューヨーク市立大学大学院センター教授）による予測

⁹ マイケル・オズボーン氏（オックスフォード大学准教授）による予測

¹⁰ 教育再生実行会議第七次提言（平成27年5月14日）では、こうした社会の変化の中を生き抜くために、これからの人間に求められる資質・能力の例として、「主体的に課題を発見し、解決に導く力」、「志」、「リーダーシップ」、「創造性」、「チャレンジ精神」、「忍耐力」、「自己肯定感」、「感性」、「思いやり」、「コミュニケーション能力」、「多様性を受容する力」が重要である、としている。

一、自制心や自立心を養うことが求められます。

一方で、家庭を取り巻く状況に目を向けると、1960年代の高度経済成長期以降、核家族化が急速に進むとともに、ここ20年で共働き家庭が大幅に増加するなど、その様子は大きく変化してきています。

これに加え、今後、女性活躍社会の実現に向けた取組を進めていく中においては、学校のみならず地域社会をはじめとした社会全体で、子育てする家庭への支援を進めていく必要があります。

また、子供の相対的貧困率が減少¹¹するなどの成果が現れてはいるものの、経済的援助を受けている困窮家庭が20年前に比べて約2倍に増えるなどの課題があるほか、虐待を行う家庭などそもそも家庭の教育力に期待することが難しい家庭もあります。

こうした状況の中、教育基本法において求められている家庭の役割を、各家庭がしっかりと果たせるよう、引き続き家庭教育支援を充実していくことが必要です。また、全ての子供たちが、家庭の経済事情等にかかわらず、未来に希望を持ち、それぞれの夢と志に向かって頑張ることができるようにするためには、貧困や虐待など様々な困難を抱える家庭やその子供に対しては、教育と福祉の連携・協力の実効性を高めること等を通じ、これまでの取組を更に充実させることが特に重要です。

〔幼児教育の段階的無償化と質の向上〕

○ 生涯にわたる学びと資質・能力の向上に大きく寄与する幼児教育について、財源を確保しつつ段階的に行ってきた無償化の取組を可及的速やかに推進するとともに、子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇の改善等を通じて、幼児教育・保育・子育て支援の更なる「質の向上」を図る。

〔地域における総合的な家庭教育支援の推進に向けた子育て支援との連携〕

○ 国、地方公共団体は、妊娠期から子育て期、さらには就学期以降までの切れ目のない支援の実現に向けて、市町村が設置する子育て世代包括支援センターや、地域子ども・子育て支援事業における利用者支援事業等と、家庭教育支援チームの連携を図るなど必要な体制の整備を進めるとともに、文部科学省、厚生労働省の双方から、それぞれ地方公共団体の教育主管部局及び母子保健主管部局に対して働きかけを行うなど、関係機関・関係者間での支援が必要な子供や家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図り、地域における子育て支援・家庭教育支援が、幼児教育から就学期以降まで連携して行われるように努める。

¹¹ 総務省全国消費実態調査によると、平成26年（最新値）の子供の相対的貧困率は、7.9%と、平成21年の前回調査時の9.9%より2.0ポイント低下している。

〔家庭教育支援員の配置促進による訪問型家庭教育支援の充実〕

- 国、地方公共団体は、生活や子育て等で様々な課題を抱えながらも、地域社会から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭やその親子に対する支援を強化するため、家庭教育支援員の配置や家庭教育支援チームの組織化の促進を図り、訪問型家庭教育支援をより一層充実する。その際、要保護児童地域対策協議会の活用を含め、生活保護や生活困窮者自立支援、就労支援などの生活面の支援を担当する福祉部局等の関係機関・関係者との協働を推進することにより、子育て家庭に対する教育と福祉との一体的な支援の充実を図る。

〔家庭教育支援員等の人材育成等〕

- 国、地方公共団体は、保護者と同じ目線に立って保護者に寄り添いながら伴走型の支援を行う家庭教育支援員について、その育成のための研修の機会を充実させるとともに、家庭教育支援チームの組織化が円滑に、かつ効果的になされるようガイドラインを作成する。

〔家庭における子供と向き合う時間の確保―地域ごとの学校休業日の分散化〕

- 家庭教育の充実のためには、家族での旅行やスポーツ、自然体験活動などの機会を通じて、大人と子供が触れ合いながら充実した時間を過ごすことができるようにすることが重要である。

そのため、国、地方公共団体、学校、産業界等は、地域ごとに学校の夏休みなどの長期休業日の一部を学期中の平日に移して設定する学校休業日の分散化の推進や設定した休業日における多様な活動機会の充実を図るとともに、特に経済関係の行政機関や産業界の団体は、連携・協力して学校休業日に合わせた保護者の有給休暇の取得を強力に促進する。あわせて、土日や長期休業中等における部活動の休養日の適切な設定等により、子供が家族とともに地域で過ごすための環境づくりを推進する。また、夏期において授業を行う場合が想定されることから、子供たちが集中して学習できる環境の整備等を進める。

〔放課後等の居場所づくりの推進〕

- 国、地方公共団体は、地域住民、民間事業者、NPO 等との連携の下、家庭環境にかかわらず、放課後や土曜日、長期休業期間等において、子供たちが安心して過ごすことのできる居場所づくりなどの取組を支援する。

〔関係機関・関係者間における個人情報の共有の円滑化〕

- 国は、学校や教育委員会、福祉部局、保健部局などの関係機関の間で、教育困難家庭の保護者や子供を支援、保護等する上で必要となる個人情報が円滑に共有され

るよう、要保護児童地域対策協議会の活用を推進するとともに、好事例の収集、周知を行うなど、個人情報の取扱いの在り方について、地方公共団体に示す。また、地方公共団体においては、学校・地域の実情に応じて関係機関・関係者間で個人情報が円滑に共有されるよう取り組む。

〔教育・福祉の連携・協力の実質化に向けた枠組みの構築〕

- 国は、母子健康手帳交付の段階から積極的に家庭に関わる体制づくりを通じ、様々な困難や課題を抱える家庭への教育・福祉の包括的・一体的支援が確実に行われるよう、これまでの取組を踏まえつつ、文部科学省と厚生労働省等が定期的に情報共有や教育・福祉・保健等の現場の関係者と意見交換し、連携して施策を策定するための検討の場を設ける。

（地域の教育力）

教育基本法第13条においては、学校、家庭、地域住民その他の関係者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携・協力を努めるものと規定されています。

具体的には、地域においては、日常的に行われる地域の大人と子供との触れ合いや、それぞれの地域が有する自然、文化、伝統等を背景とする様々な体験の機会を提供すること等により、地域の構成員としての社会性、規範意識や自主性、創造性等の豊かな人間性を養うこと等が求められます。

一方で、地域についても、第一次産業就業者が減少を続けるなど産業・就業構造は大きく変化し、地域社会のつながりの希薄化が進んでいます。また、地方の人口減少と地域経済の縮小という課題も抱えています。このように、つながりの希薄化等による地域の教育力の低下が指摘される中、学校の負担はますます大きくなっています。このため、地域の教育力を掘り起こし、学校だけでなく地域も子供たちの育ちに積極的に関わり、その役割を果たすことが必要不可欠です。

また、第六次提言では、こうした観点に加え、地方創生を進めていくべく学校をまちづくりの拠点としての役割を果たすことを求めているところであり、今後は、学校、家庭、地域の交流の場として学校という「場」を活用することを通じ、地域の教育力を学校に呼び込むという視点も重要になります。

国、地方公共団体は、地域の教育力の再生、向上が実際に実現されるよう、様々な具体的取組を進めていくことが必要です。そのため、高齢者をはじめとした様々な地域人材を活用すること等を通じ、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域

学校協働活動」を推進するとともに、学校、家庭、地域を結びつけるプラットフォームとして学校を活用し、保護者や教師以外の地域の大人が子供と関われるように促すことを通じて、コミュニティを再生していくこと等が重要です。

〔コミュニティ・スクールの導入促進等〕

- 国、地方公共団体は、全国的に学校と地域との組織的・継続的な連携・協働体制を確立するため、関連法令改正の趣旨を踏まえ、コミュニティ・スクールの導入をより一層促進するとともに、地域学校協働活動との一体的な取組を推進する。

〔地域学校協働活動の推進等〕

- 国、地方公共団体は、地域と学校が連携・協働し、社会総がかりでの教育を実現するため、関連法令改正の趣旨を踏まえ、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置や研修を促進するとともに、幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画により、郷土学習、地域行事、学びによるまちづくり、登下校の見守りといった、地域と学校が連携・協働して行う地域学校協働活動を全国的に推進する。

- 国、地方公共団体は、原則無料の「地域未来塾」や、「放課後子供教室」、「放課後児童クラブ」の一層の推進等を通じ、家庭の経済状況等にかかわらず、全ての子供たちが放課後・土曜日における学習活動やスポーツ活動を充実して行うことができるよう、NPO や地域の団体・機関、学習塾などの民間機関等と連携・協力しながら、子供たちの学習活動等の支援の充実を推進する。

加えて、女性の就業率の高まりに伴い、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごすことのできる居場所づくりのニーズが高まっており、場所の確保も含め、教育委員会と福祉部局との連携により、上記の施策等に地域全体で取り組んでいくよう促すことが重要である。

- 国、地方公共団体は、民間企業・NPO 等との連携の下、地域の教育力を向上させていくための一つの方策として、高校生らがビジネスの手法等を学び、地域の大人とともに地域課題を解決する取組等を促進、支援する。

〔学校におけるコミュニティ・スペースの整備〕

- 国、地方公共団体は、学校というスペースを地域にオープンにすることによって、眠っている地域の力を掘り起こし、地域の力を学校に呼び込み、地域とともに子供を育む環境づくりに取り組む。具体的には、スペースを管理するためのスタッフを教師とは別に確保しつつ、乳幼児を子育て中の主婦や高齢者などの地域住民が、自然と学校に集い、学校に通う子供たちや教師と交流できるよう、空き教室等を、例

えばカフェ・スペースのような魅力的な空間に改修し、学校を地域住民の集いの「場」として整備・活用する。その際、利用者が子育て相談等、地方公共団体が提供する様々なサービスについて、気軽に情報を得ることができるよう、教育委員会と関係する他の部局が連携して対応することも検討するとともに、活用にあたっては、NPOといった民間機関等との連携についても検討する。

〔学校応援週間〕

- 国、地方公共団体は、例えば「学校応援週間」を設け、保護者や地域住民が、放課後の補習、学校行事等において学校教育を支援する機会を積極的に設けること等を通じて、保護者、地域住民、教師が協力して子供を育む雰囲気づくり¹²を進める。

〔教師の日〕

- 国は、学校に通う子供やその保護者のみならず、地域住民らが教師の担っている重要な職責に対して理解を深めるきっかけとなるよう、新たに「教師の日」¹³を設けるとともに、地方公共団体等と連携・協力しながら、各種のイベントを行う。

〔地域の力を活用した高校中退者等の支援〕

- 高等学校に進学しなかったり、高等学校を中途退学したりすると、いずれの行政部局も支援が必要な者の実態を把握できなくなってしまうことが課題である。このため、国、地方公共団体は、学校、教育委員会、地方公共団体の福祉・労働部局、ハローワーク、地域若者サポートステーションなどの関係機関やNPOなどの民間機関が連携して、高校中退者を含む中卒者の高卒資格取得や就学のための学習相談・学習支援等、就労・自立に向けた切れ目ない支援を地域全体で行う体制の構築を促進、支援する。

（3）学校の教育力の向上のための教師の働き方改革

教育基本法第6条第2項において、学校は、教育を受ける者の発達段階に応じて、体系的かつ組織的な教育を授けることを通じて、知・徳・体の調和のとれた能力の伸長を図ること等が求められています。

¹² 保護者、地域住民、教師が協力して子供を育む雰囲気づくりに係る取組としては、例えば、学校の中庭に面したスペースに、子供も大人も一緒に集い学ぶコミュニティハウスを設置し、地域と学校を結ぶ場として活用するといった事例がある（横浜市立東山田中学校の例）。

¹³ ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が毎年10月5日を「教師の日（World Teachers' Day）」として制定しているほか、諸外国でも独自に「教師の日」を設定している。

現実には、諸外国の教師が、主に授業に特化した業務を行うのに対し、日本の教師は、教科指導、生徒指導、部活動指導に加え、安全指導や食に関する指導など、校務の分掌を通じて幅広い業務を担っています。

こうした知・徳・体を一体的に行う指導形態は「日本型学校教育」の特徴であり、国際的にも高く評価されています。この「日本型学校教育」の特色を維持・発展させていくためには、将来的な社会状況の変化を見据えつつ、学校に対して今後そのための資源を投入することが必要になると考えられます。

学校への資源投入の充実に当たっては、①人的資源の充実（定数や処遇）、②校長のリーダーシップをはじめとした学校マネジメントの確立を通じた組織力の強化、③教師の指導力向上などの教師の質の向上、④真に教師が担うべき業務の明確化など教師の業務の在り方の見直し、⑤スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった外部人材の活用、⑥福祉機関や警察といった外部機関等との密接な連携・協力といった観点が考えられます。

本提言では、こうした観点を踏まえつつ、今日取り組むべき施策について、以下に掲げる問題意識の下、取りまとめました。

今後、国、地方公共団体等は、本提言で取り上げた施策を着実に実行していくことが求められます。

（限界にきている学校教育の現場）

今日の学校教育の現場は、①発達障害を含む障害のある子供や日本語指導の必要な子供等への対応、②厳しい経済状況にある家庭等への対応、③いじめ、不登校、児童虐待など複雑化・多様化する諸課題への対応が求められています。

また、新学習指導要領の実施に伴い、学校には、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や、小学校外国語教育の充実などに対応するための十分な準備の時間が確保される必要があります。

こうした中、今日の日本の学校教育は、教師の長時間勤務に支えられている状況にあり、この状況が続けば、学校現場の持続可能性を維持することは困難であると言わざるを得ません。

平成28年度の教員勤務実態調査（速報値）では、10年前の調査と比較して、教師の勤務時間は、いずれの年齢区分・職種においても増加しており、平日は、小・中学校ともに「授業」「授業準備」など授業に関連する時間が、休日は、中学校において「部活動」の時間が、特に増加しているという実態が明らかになりました。教育の質の向上や様々な教育課題への対応が求められる中、教師の長時間勤務に支えられている状況は既に限界に来ており、教師の業務負担の軽減は喫緊の課題です。

このような状況を改善するためには、また、「次世代の学校指導体制」を真に確立していくためには、教師の質・量の十分な確保が求められることは言うまでもありませんが、それと同時に、教師の負担の軽減や多忙化の解消に向けて、各種の学校事務の内容・必要性等の見直しや、長期休業期間等における業務の在り方の検討、「学校による部活動」から「地域による部活動」への持続可能な運営体制の整備を進め、教師が本来行うべき教育に関する業務に集中できる環境を整え、学校現場の教育力を強化していくことが必要です。あわせて、国においては、教員勤務実態調査（速報値）の結果等も踏まえ、教師が担うべき業務を精選・明確化¹⁴することを通じ、教師の負担軽減に向けた教師の働き方改革を実質的にかつ着実に実行することが求められます。

（チーム学校の実現）

我が国の学校は、全教職員のうち8割以上が教師であり、諸外国に比べてスタッフの割合が低いほか、我が国の教師は、授業以外にも生徒指導等の様々な業務を行っており、勤務時間も諸外国に比べて大幅に長いことが明らかになっています。

こうした中、いじめの認知件数が近年急増しているなど、学校における生徒指導上の問題への対応は深刻になっています。複雑化・多様化している我が国の学校の課題に対応していくため、また、教師が子供と向き合う時間を十分に確保するため、必要な教師を確保した上で、多様な専門性を持つスタッフを学校に配置するとともに、地域住民との連携・協働を含めた学校運営の改善を図り、チームとして教育活動に取り組む指導体制を整備することが求められています。

そのため、国においてはこれまで、障害のある児童生徒や日本語能力に課題のある児童生徒への特別の指導を担当する教職員の基礎定数化や学校の事務体制の強化、学校と地域の連携・協働の促進を柱とした法整備を進めてきました。

今後は、「チーム学校」を真に確立していくべく、更なる取組を進めていく必要があります。

〔児童生徒指導担当教師等の充実〕

- 教師個人が単独でいじめ問題等を抱え込み、結果として児童生徒の被害が広がることのないようにするためには、学校内で生徒指導上の情報を円滑に共有すること等を通じ、全ての教職員が一体となって組織的に取り組む体制を構築することが必要不可欠である。しかし、実際には、情報共有の核となる生徒指導主事等は授業を担当している場合が多く、複雑化・多様化する生徒指導上の諸課題に十分に対応することが困難となっている。このため、国、地方公共団体は、生徒指導主事等が児

¹⁴ 例えば英国の場合、教師の職務内容は、関係者間の合意の下で政府が定める「教員給与及び勤務条件に関する文書」において規定されており、その中には、「教師としての専門性を必要としない事務作業を行うことは求められないこと」、「授業準備中に他の仕事に従事することは求められないこと」等が具体的な事項として記載されている（出典：英国 Department of Education “School Teacher’s Pay and Conditions Document”）。

童生徒の生徒指導に関する業務に専念できるよう、授業担当を軽減するための教師の配置の充実を進める¹⁵。また、特別な支援が必要な子供たちへのきめ細かな対応を可能とするため、特別支援教育コーディネーターについて、他の業務負担を軽減し専任化したり、主幹教諭を充てたりするなど、その調整機能を強化するための取組を推進する。

〔教育と福祉との相互理解のための研修の充実〕

- 障害のある子供や不登校の子供などの一人ひとりの教育的ニーズに丁寧に対応するためには、教師とスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフ及び必要に応じて福祉機関の担当者等との連携・役割分担を円滑に進めていくことが重要である。そのため、国、地方公共団体は、教師がスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフや福祉機関職員それぞれの役割や専門性を相互に理解した上で、円滑に連携・協力できるよう、教師が連携に必要な基本的な知識を身に付けられることを目的とした研修等の充実を図る。

〔教育相談体制の充実〕

- 学校と福祉等関係機関との連携・協力がより一層円滑に進むよう、国、地方公共団体は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが果たすべき役割及び知識・技能等を学校の設置者等に対して周知徹底する。また、国は、スクールソーシャルワーカー等の育成の在り方について、福祉関係者等との意見交換等を通じて、引き続き検討を行う。
- 国、地方公共団体は、福祉等との連携も視野に入れた教育相談機能の整備・強化に向け、平成31年度までに、原則として、スクールカウンセラーを全公立小中学校に、スクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置する。

（学校部活動改革・学校事務の効率化等を通じた教師の負担軽減）

学校現場の教育力を強化するためには、先に述べた教員勤務実態調査（速報値）の結果を踏まえ、教師の負担軽減に向けた教師の働き方改革を行う必要があります。とりわけ、同調査においては、中学校の土日における部活動・クラブ活動に関わる時間は10年前と比べて大幅に伸びており、中学校の教師の負担は非常に大きくなっています。こうした状況の中、部活動指導員の配置など、部活動の持続可能な運営体制の整備を進める必要があります。

また、副校長・教頭の勤務時間についても10年前と比べて増加し、平日では全ての

¹⁵ 生徒指導に関する業務を専任で行う教師の配置によって、不登校児童生徒数の減少等がみられるようになった地方公共団体の例もある（例えば箕面市では、不登校児童生徒数（1,000人当たり）が、生徒指導関連業務を専任で行う教師の配置前の平成16年の10.4人から、配置以降の同26年には7.5人に減少）。

職種の中で最も業務時間が長くなっており、副校長・教頭を含め教師がどの事務作業を担うのかという点についても考慮しつつ、事務職員の配置の充実等を通じた学校事務体制の強化や学校事務の効率化・実施方法の工夫等を図っていく必要があります。

これらを踏まえ、国、地方公共団体は、部活動が持続可能になるよう取組を進めるとともに、学校事務体制の充実や効率化、教師の研修の在り方について見直しをまずしっかりと進めていくことが必要です。その上で、教師の勤務状況を踏まえた処遇の見直しの検討を行うことが求められます。

国は、教員勤務実態調査（速報値）の結果を踏まえ、スピード感をもって、教育の質の向上や教師の負担軽減に向けた教師の働き方改革に資する方策について総合的に検討していくことが必要です。

〔部活動の持続可能な運営体制の整備〕

○ 国は、教師、とりわけ中学校の教師の多忙化の主な要因と言われる部活動について、持続可能な運営体制の整備が可能となるよう、改革を進める。具体的には、制度化された部活動指導員¹⁶について、地域人材や民間事業者等の活用を含め配置促進を図る。また、地域のスポーツクラブと学校との連携・役割分担の在り方や運動部活動等における指導者の資格の在り方、部活動の活動内容等に応じて学校単位ではなく地域単位で活動できる環境づくり（学校単位の競技大会への地域クラブの参加拡大等）について検討を行うなど、「学校による部活動」から「地域による部活動」への転換を図る。

〔学校事務の効率化等〕

○ 国、地方公共団体は、学校事務の一層の効率化を図るため、学校事務職員の職務内容の明確化や学校ごとに異なる事務手続の標準化等を通じ、特定の管理職に多量の学校事務が集中する状況を改善するほか、統合型校務支援システムの導入による校務のICT化（校務シェアボードの導入やペーパーレス化等）を推進する。また、学校事務職員が主体的に学校運営に参画するためには、従来の学校事務の効率化を図りつつ、その役割の拡大に応じた学校事務体制の充実が必要であることから、制度化された「共同学校事務室」などの事務の共同実施の推進を図るほか、学校における事務職員の配置充実や研修等を通じた質の向上を図ることについて検討を進める。さらに、学校以外の職場では当たり前となっている事務の効率化のためのノウハウを学校にも導入するべく、業務改善アドバイザーの派遣の一層の促進を図る。

〔教師の研修の見直し等〕

○ 教師の研修については、国、都道府県教育委員会、市町村教育委員会が主体となって行われるもののほか、教師の自主的な勉強会等も含めると数多くの研修が実施

¹⁶ 学校教育法施行規則改正（平成29年3月14日）により法令上に部活動指導員の規定が整備された。同指導員が指導や引率を職務として行うことにより、教師の負担軽減につながること等が期待されている。

されていることから、国、地方公共団体は、新たに創設される各都道府県の協議会において、内容の重複する研修の廃止等を含め、体系的、系統的な研修計画が構築できるよう、取組を推進する。

また、国や地方公共団体が行う教員研修等を通じて、優れた指導方法等が教師の間で共有されるよう、取組を推進する。

〔学校指導体制の充実〕

- 新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるとともに、小学校外国語教育の充実など、教育活動の充実が求められている。こうした中、国、地方公共団体は、発達段階に応じて指導の専門性の強化を図るべく、小学校高学年を中心に、外国語等の教科で専科指導の導入を推進するとともに、専門的な知識やスキルを持つ外部人材の活用が一層進むよう方策を検討する。

2. 子供たちの自己肯定感を育む

日本の子供たちの自己肯定感をめぐっては、過去の様々な調査における日本と諸外国との比較によると、日本の子供たちの自己肯定感は諸外国と比べて低いという結果が示されています¹⁷。

一方で、今般改訂された学習指導要領に基づき、今後、小学校における教科としての外国語の導入などの全ての子供たちにこれからの時代に求められる資質・能力を育成することを目指して、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する取組を進めていくことが求められます。しかしながら、子供たちの自己肯定感が低く、自分に対して自信がないままでは、必要な資質・能力を十分に育めたことにはなりません。

そのため、子供たちが自信をもって成長し、より良い社会の担い手となるよう、子供たちの自己肯定感を育む取組を進めていく必要があります。

自己肯定感については、これまでも様々な捉え方が示されてきましたが、その一つとして、勉強やスポーツ等を通じて他者と競い合うなど、自らの力の向上に向けて努力することで得られる達成感や他者からの評価等を通じて育まれる自己肯定感と、自らのアイデンティティに目を向け、自分の長所のみならず短所を含めた自分らしさや個性を冷静に受け止めることで身に付けられる自己肯定感の二つの側面から捉えることが考えられます。

学校生活における勉強やスポーツ等において、相手と競い合う気持ちや相手に負けたくないという気持ちを持って挑戦することは大切であり、その中で成功や失敗を繰り返し、ある種のたくましさや強さを身に付けることは、長い人生を送る上で糧となると考えられます。また、他者からの指摘により、自分が認識していなかった部分を知ることも、成長する上で大切なことです。

一方で、他者との比較や他者からの評価などを意識するあまり、自分の良いところが見えなくなったり、自分に自信が持てない部分、嫌いな部分を過度に意識してしまったりすることによって、何事かに挑戦する姿勢や積極的に自らの意見を表明する態度を失うことのないようにすることも必要です。

このため、他者に対する理解や他者から謙虚に学ぶ姿勢を大切にしつつ、何事にも積極的にチャレンジし、自らを高めていく姿勢を身に付けることが大切です。同時に、自己を見つめ、自分の長所と短所、自信のあるところとないところの両方を受容し、「自分らしさ」を見失うことなく、リラックスして臨むことにより自らの力を最大限発揮できるようになることも重要です。こうしたことを踏まえ、自己肯定感をバランスよく育む取組を推進していくことが求められます。

¹⁷ 日本の子供たちは諸外国に比べて「人並みの能力がある」に対する回答は低く、「ダメな人間だと思うことがある」に対する回答は高いとの調査結果がある（平成 26 年度 高校生の生活と意識に関する調査（独立行政法人国立青少年教育振興機構））。また、別の調査では、日本の子供たちは諸外国に比べて「自分自身への満足度」も低いとの結果も出ている（平成 25 年度 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（内閣府））。

また、大人が子供たちに向き合う際には、①子供の「個」を尊重しつつも、子供たちが自己と他者を区別し、自分が社会の一員であることを認識できるようにすること、②社会には多様な価値観があることを大人自身がしっかりと認識した上で、子供の発達段階に応じて接すること、③自己肯定感が人との関わりを通じて形成されることを踏まえ、保護者や教師をはじめとした子供に関わる全ての大人が自身も自己肯定感を持って子供と接すること、④大人が様々な場面で、子供の良いところを褒めたり認めてあげたりすること等が大切です。さらには、⑤良いところは積極的に褒め、叱るべきところでは叱るなど、大人が愛情を持って積極的に関与し続ける姿勢を示すことも重要です¹⁸。

加えて、就床時刻と自己肯定感に一定の相関関係が見られる¹⁹など、規則正しい生活習慣を身に付けることは、自己肯定感を育む上で重要です。また、生活習慣を身に付けるに当たっては、幼児期における遊びや体験活動が重要な役割を果たすことが指摘されており、こうしたことを踏まえた取組を進めていくことが必要です。

今後、日本が困難な課題に真正面から立ち向かい、未来を生きる世代のため、新しい国創りに挑戦するためには、我が国の将来を担う子供たちが自他のかけがえのない価値を認識しながら、協働し、様々な分野に積極的に挑戦し、自分の可能性を高めることができるようにしていくことが必要です。

今般改訂された学習指導要領においては、改訂の理念を示す前文が新たに設けられ、その中でこれからの学校には、一人ひとりの児童生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められると掲げられています。

このことは、各学校が、学習指導要領の理念を踏まえ、子供たちの自己肯定感を育むことを目標として掲げつつ、日頃の教育活動を行っていくことが大切であることを示したものであると言えます。

改訂後の学習指導要領の下、各学校において「主体的・対話的で深い学び」を視点とした授業改善を進めることとしていますが、学校においては、こうした授業改善に係る様々な取組を行う中で、自己肯定感を高めていくための取組を推進するとともに、国、地方公共団体や関係するNPO等においては、以下の取組を進めていくことが求められます。

¹⁸ 親や先生、近所の人から「褒められた経験」が多かった人は、自己肯定感や「へこたれない力」が高く、さらに、そのうち「厳しく叱られた経験」が多かった人は、より自己肯定感等が高い傾向が見られる。(国立青少年教育振興機構「子供の頃の体験がはぐくむ力とその成果に関する調査研究」(平成29年4月25日))

¹⁹ 平成26年度文部科学省委託調査「家庭教育の総合的推進に関する調査研究 睡眠を中心とした生活習慣と子どもの自立等の関係性に関する調査」より(平成28年11月24日第2回教育再生実行会議専門調査会 鈴木みゆき委員発表資料)

〔幼児教育の充実〕

- 様々な体験を重ね、身体の諸感覚を通じて学びに向かう姿勢や態度を育成する上で、幼児期の教育は極めて重要である。

このため、国及び地方公共団体は、地域の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」の設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等を通じ、幼児教育の充実に向けた推進体制を構築する。

〔家庭教育支援の充実〕

- 親から理解されている、愛されているという感覚を持っている子供は自己肯定感が高いとの分析結果²⁰があるが、乳幼児期における絶対的な自己肯定感の育成には、保護者又は保護者に代わる存在から愛情を受けることが必要不可欠である。

このため、国、地方公共団体は、「早寝早起き朝ごはん」など、全ての子供の生活習慣改善に向けた取組をはじめとした地域における総合的な家庭教育支援の充実に向けた取組を進めるとともに、保護者に対して、ICT等を通じて生活習慣に係る正しい情報を効果的に発信していく方法について検討し、取組を進める。

〔多世代交流や異年齢交流等の推進〕

- 学校において、他者や集団・社会のために役に立つ経験を通して自己肯定感を育むことができるよう、特別活動等において、学級や学校の中で役割を分担し、協力して取り組む機会を充実するとともに、異年齢交流を通して、年少者の世話をしたり、リーダーシップを発揮したりする機会を充実させる。

このため、国、地方公共団体は、こうした活動を重視した新学習指導要領の趣旨を周知し、各学校における取組を一層推進する。

- 思春期においては、自分を意識し、理想と現実を比べることで現実の自分に不満を感じ、また他者の評価を必要以上に気にする結果、自己肯定感が下がる傾向にある²¹。

このため、国、地方公共団体は、思春期に当たる中学校や高等学校の生徒等が、学校の授業以外の様々な場面において、年齢の近い大学生や、年下の幼児や小学生、地域の高齢者、民間機関の職員等との学習や交流など多様な活動の機会を通じ、様々な価値観があること等を学ぶことができるよう、NPOや民間機関等との連携による多世代交流や異年齢交流の機会の充実に向けた取組を推進する。その際、地域の教

²⁰ 「自分の親から愛されていると思う」「(親が)自分のことをよく理解してくれる」という項目と、自己肯定感との相関が強い「長所」「家庭生活への満足度」という項目の間には強い相関があることが示されている(平成25年度我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(内閣府))。

²¹ 伊藤美奈子「自尊感情が低い子どもたち—自己否定感をもたらすものは何か?」(児童心理2014年6月号)

育資源の活用が進むよう、地域学校協働活動推進員の配置や研修を促進する。

〔様々な体験活動の充実〕

- 自己肯定感をバランスよく育むには、自然体験活動や集団宿泊体験、職場体験活動、奉仕体験活動、文化芸術体験活動といった様々な体験活動を通じて、達成感や成功体験等を得るとともに、失敗や挫折を経験したときに、自分を受け入れ、課題に立ち向かう姿勢を身に付けることが重要である²²。

このため、国、地方公共団体は、農山漁村にある豊かな自然や青少年教育施設などの地域資源を活用しつつ、NPO や民間機関等と連携しながら、体験活動を積極的に推進する。その際、家庭の経済事情にかかわらず、全ての子供たちに体験活動の機会が与えられるよう、取組を進める。

〔官民協働による ICT の活用を通じたネットいじめへの対応〕

- 近年、スマートフォンの普及に伴って生じている SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を使った「ネットいじめ」は、見えにくい、拡散されやすい、誹謗・中傷がエスカレートしやすいなどの特徴を有しており、子供たちの自己肯定感を大きく損なうなど深刻な状況を招いている²³。

このため、国は、民間事業者等と協働して、いつでも、どこでも利用することができるというスマートフォンの特性を生かして、ネットいじめの相談をいつでも受け付けられるような仕組みや、いじめへの対処方法等について学べるような仕組みづくりを進める。

また、国は、スマートフォンの利用に関する危険性や留意点等について、ICT の活用やリーフレットの配布、各地域の PTA 等と連携したシンポジウムの開催等を通じ、保護者及び子供へのネットリテラシー教育の充実を進める。

〔様々な課題を抱える子供たちを含む全ての子供たちの居場所づくり〕

- 不登校や貧困家庭の子供や学習が遅れがちな子供など様々な課題を抱える子供たちを含めた全ての子供たちが、安全・安心に学ぶことのできる居場所（サードプレイス）づくりは、自己肯定感を育む上でも重要である。

このため、国、地方公共団体は、放課後等の居場所づくりを推進し、地域において支援を必要とする子供たちにその機会が行き届くよう、検討を行う。

²² 家庭の教育的・経済的条件にかかわらず、自然の中での遊びや外遊び等、子供の頃の体験活動の機会が多かった子供は、自己肯定感が高い傾向が見られる。（国立青少年教育振興機構「子供の頃の体験がはぐくむ力とその成果に関する調査研究」（平成 29 年 4 月 25 日））

²³ 伊藤美奈子「いじめる・いじめられる経験の背景要因に関する基礎的研究—自尊心に着目して—」（教育心理学研究, 2017, 65）によると、「学校に行きたくない」「死にたいくらい辛い」といった感情の経験率が、ネットいじめを受けた子供は、他の「悪口・冷やかし」「金品たかり」等を受けた子供より相対的に高い傾向が示されている。

〔新学習指導要領の実施に向けた条件整備〕

- 授業において「主体的な学び」や「他者との協働」を行っているとは回答した子供は、「挑戦心」、「達成感」、「規範意識」、「自己有用感」といった自己肯定感と関連の見られる項目に関する意識が高いとの指摘もある。こうした指摘等を踏まえ、新学習指導要領に基づき、子供たちにこれからの時代に求められる資質・能力を育むため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることが重要である。

このため、国は、新学習指導要領の円滑な実施に向け、学習指導体制の充実を行うとともに、業務改善の推進を着実に図る。また、全国の実践事例の収集・共有化等を行い、各学校の取組を支援する。

3. これまでの提言の確実な実行に向けて

教育再生実行会議では、これまで九次にわたる提言を行うとともに、その提言が着実に、かつスピード感を持って実行されているかどうかの観点からフォローアップを行ってきました。

第一次提言から今日まで、実行会議の提言を基に、法令改正や予算事業化といった様々な形で教育再生の実現に向けた取組が進められており、一定の成果を挙げています。

一方で、子供たちの誰もが夢に向かって頑張ることができる国創りを真に実現するには、法令改正等をして終わりではなく、提言の理念が教育現場に浸透し、日々の教育活動に反映されているか等を不断に検証し、フォローアップを続けていくことが大切です。

(1) 提言に基づき、既に法令改正等がなされた事項

第九次提言のフォローアップにおいては、「提言の実行に向け、特に注視する必要がある重要事項」として、以下に掲げた取組の着実な推進を求めていました。これらについては、必要な法令改正が行われました。このことは、教育再生実行会議の大きな成果です。

(法令改正が行われた主な提言事項)²⁴

- ・ 教師の養成・採用・研修の一体改革（第五次、第七次提言）
- ・ 学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）の努力義務化及び地域学校協働活動の推進（第六次提言）
- ・ 大学の教育研究力強化に向けた「指定国立大学法人制度」（第三次提言）
- ・ 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の創設（第五次提言）

また、第九次提言では、「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育」の実現に向けた取組についての提言を行いましたが、給付型奨学金の創設、障害のある児童生徒や日本語能力に課題のある児童生徒への特別の指導を担当する教職員の基礎定数化、都道府県による「不登校の子供たちを対象とした特別な教育課程を編成・実施する学校（不登校特例校）」及び「夜間中学」の設置の促進などの法令改正が速やかに行われました。このことは、教育再生の歩みが継続的に進められていることの表れだと言えます。

²⁴ 法令改正等の実績については、25 ページに記載。

(2) 提言の実行に向け、特に注視する必要のある重要事項

制度を作って終わりでは、教育等の「現場力」が高められたとは言えません。

教育再生が真に実効あるものとなるよう、政府においては当面、特に次の重要事項に関する取組が着実に推進されることを期待します。

① 教育投資・教育財源の充実（第八次提言関連）

第八次提言で優先して取り組むべき教育投資として挙げられた「幼児教育の段階的無償化及び質の向上」及び「高等教育段階における教育費負担軽減」については、低所得の多子世帯等の幼児教育保護者負担軽減（第2子の無償化）や給付型奨学金の創設のほか、大学等奨学金事業の充実や授業料減免の充実等が行われ、一定の成果を上げています。

今後も、これからの時代を見据えた教育を実現していくために必要な教育投資の充実や教育財源の確保に向け、次のような取組の加速及び検討の具体化を進める必要があります。

- ・ 特に、幼児教育の無償化及び幼児教育等の質の向上、高等教育段階における教育費負担軽減など、教育投資を充実するとともに、税制の見直し等によるそのための財源確保についても引き続き真摯に検討すること。
- ・ 文部科学省の中央教育審議会で行われている平成30年度から開始予定の「第三期教育振興基本計画」に、第八次提言の趣旨を十分反映すること。

② 学習指導要領の改訂・着実な実施（第七次提言関連）

第七次提言で述べた課題解決に向けた主体的・協働的で、能動的な学びへの授業の革新を実現するべく、「社会に開かれた教育課程」を基本理念とする新学習指導要領の改訂・実施を、次の取組等を通じて着実に進めていく必要があります。

- ・ 新学習指導要領の趣旨や内容が学校関係者はもとより、広く家庭や地域社会とも共有されるよう、積極的な周知・普及を行うこと（平成29年度～）。
- ・ 新学習指導要領の円滑な実施に向け、学習指導体制の充実を行うとともに、業務改善の推進を着実に図ること。
- ・ これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指して、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の取組が積極的に行われるよう、実践事例の収集・

共有化等を行うこと。

- ・ 高等学校の学習指導要領について、平成 29 年度末までに着実に改訂を実施すること。

③ 学校教育の中核である教師の資質向上、学校の組織運営改革、学校と地域の連携・協働（第六次、第七次提言関連）

これまでの提言（第六次、第七次提言）や、文部科学省「次世代の学校・地域」創生プラン等に沿って、教師の資質向上や学校と地域の連携・協働に係る法令改正が果たされたことは評価できます。今後は、その趣旨を教育に直接携わる教師等に適切に伝え、「現場力」の向上につなげていくために、次の取組を着実に進めていく必要があります。

- ・ 第七次提言で述べられた教職課程の適切な質保証に係る趣旨を十分に踏まえ、教師が共通的に身に付けるべき最低限の学修内容を示した「教職課程コアカリキュラム」の作成を平成 29 年度中に着実に行うなど、養成・採用・研修を通じた不断の資質向上のための仕組みを構築すること。
- ・ 地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置の充実等を通じ、「地域学校協働活動」の円滑かつ効果的な実施を全国的に推進すること。
- ・ 全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなることを目指し、未導入地域での体制づくりや CS ディレクターの配置などの支援の充実を図ること。

④ 全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育（第九次提言関連）

第九次提言で述べた取組については、3.（1）で述べた事項に加え、高等学校での通級指導の制度化や、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制の整備等の取組がスピード感を持って進められています。一方で、学校現場における複雑化・困難化する課題に対処していくため、今後とも次のような取組を加速していく必要があります。

- ・ 教育機会確保法や同法に基づく基本指針を踏まえ、①教育支援センターの設置促進や機能強化、②効果的な取組事例の紹介等を通じた不登校特例校の設置促進、③夜間中学の設置促進などの取組を進めること。
- ・ 全ての教師が特別支援教育に関する素養を備えるよう、平成 29 年度中に必要な

制度改正を行い、教職課程における同科目の必修化を確実に行うこと。

- ・ 教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局と連携した切れ目ない支援体制の整備等を引き続き進めること。
- ・ 障害のある人が学校卒業後も継続的に学習し、学校等で身に付けた能力を維持・向上させることができるよう、学校外での利用しやすい学習等の機会を充実すること。
- ・ 特に困難な地域における学校等への集中的な支援を拡大・強化していくこと。
- ・ 私立中学校等へ通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業を着実に進めること（平成 29 年度～）。
- ・ 特定の地域や学校における先進的な取組等の事例について検証し、全国展開や支援の充実につなげるための「教育再生先導地域（仮称）」に係る検討を着実に進めること。

⑤ 日本の教育を変える「高大接続」改革、大学入学者選抜制度改革（第四次提言関連）

日本の学校教育全体に影響を与えうる重要な課題である高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革については、引き続き、改革の必要性について国民の理解を深めながら、丁寧かつ着実に次の取組を進める必要があります。

- ・ 高等学校での教育改革に向けた高等学校学習指導要領の改訂を平成 29 年度末までに着実にを行うこと。
- ・ 第四次提言の趣旨を踏まえつつ、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」や「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の実施方針の策定を進めること。
- ・ 「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」の「三つの方針」に基づく大学教育を確実にフォローするとともに、認証評価制度の改善による、大学教育の質的転換を着実に推進すること。

⑥ 日本の「知」を牽引すべき大学の教育研究力の強化（第三次、第五次、第七次提言関連）

大学の教育研究力の強化に向けては、世界最高水準の教育研究活動の展開に向けた「指定国立大学法人制度」や、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の創設に係る法改正が行われました。引き続き、グローバルに競う大学の重点強化と未来の産業・社会を支えるフロンティア形成の促進に向け、次の取組を進める必要があります。

- ・ 「卓越大学院プログラム（仮称）」の本格実施（平成 30 年～）に向け、構想の具体化を加速させること。
- ・ 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関について、平成 31 年度の開学に向け、ふさわしい設置基準等の制定及び的確な審査体制を整備すること。

⑦ 「選挙権年齢引下げ」への適切な対応（第七次提言関連）

昨年夏に選挙権年齢の引下げが実施され、国においても、総務省と文部科学省が共同作成した選挙等に係る副教材を全ての国・公・私立高校生等に配布するなど、政治的中立性の確保に留意しながら、政治や選挙に対する関心を高めるための取組を進めてきたことは評価できます。今後とも、引き続き子供たちが主体的に社会に参加する力の育成を図るため、次の取組を進める必要があります。

- ・ 小・中学校における新学習指導要領全面実施に向け、主権者教育に関するモデル事業の実施、新しい教材の開発・活用など教育効果の高い指導上の工夫の普及等を着実に行うこと。
- ・ 高等学校段階では、新設科目「公共」の設置を含めた高等学校学習指導要領の改訂を平成 29 年度末までに着実に実施すること。
- ・ 家庭や地域が主権者教育の担い手としての役割を果たすべく、地域学校協働活動や様々な体験活動の機会を充実すること。

〔参考：提言事項の実行に係る具体的な法令改正実績〕

- ・ 教師の養成・採用・研修の一体改革（第五次、第七次提言）
 - 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成 28 年 11 月 18 日成立、平成 29 年 4 月 1 日施行）

- ・ 学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）の努力義務化及び地域学校協働活動の推進（第六次提言）
 - 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年 3 月 27 日成立、平成 29 年 4 月 1 日施行）

- ・ 大学の教育研究力強化に向けた「指定国立大学法人制度」（第三次提言）
 - 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成 28 年 5 月 12 日成立、平成 29 年 4 月 1 日施行）

- ・ 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の創設（第五次提言）
 - 学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年 5 月 24 日成立、平成 31 年 4 月 1 日施行予定）

- ・ 給付型奨学金の創設（第九次提言）
 - 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成 29 年 3 月 31 日成立、平成 29 年 4 月 1 日施行）

- ・ 障害のある児童生徒や日本語能力に課題のある児童生徒への特別の指導を担当する教職員の基礎定数化（第九次提言）
 - ・ 都道府県による「不登校特例校」及び「夜間中学」の設置の促進（第九次提言）
 - 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年 3 月 27 日成立、平成 29 年 4 月 1 日施行）

自己肯定感を高め、自らの手で未来を
切り拓く^{ひら}子供を育む教育の実現に向けた、
学校、家庭、地域の教育力の向上
(第十次提言参考資料)

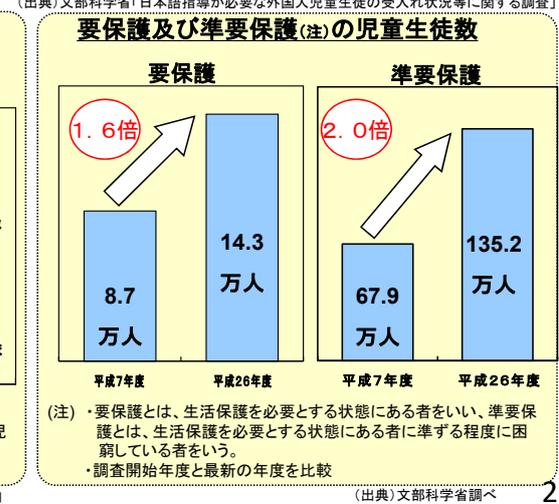
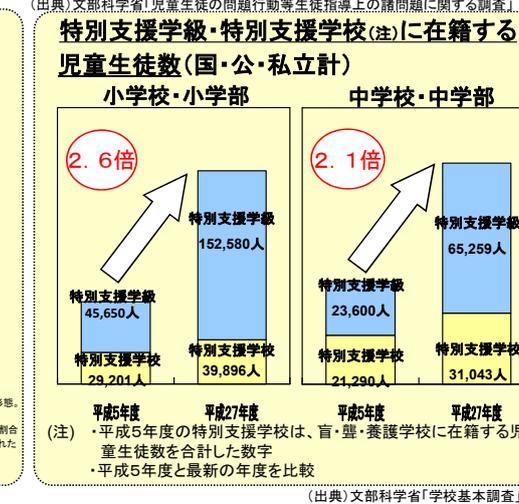
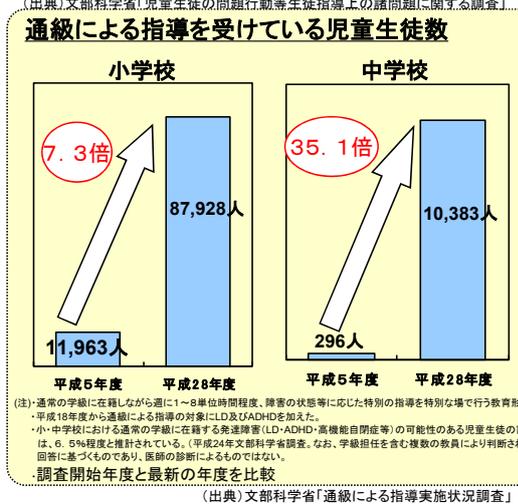
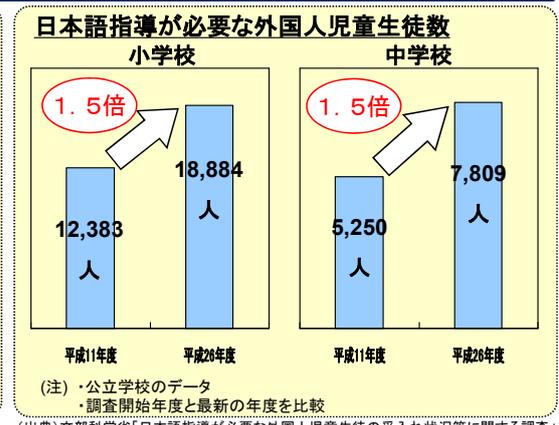
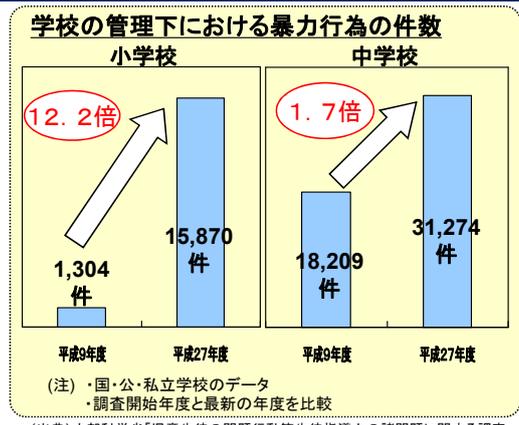
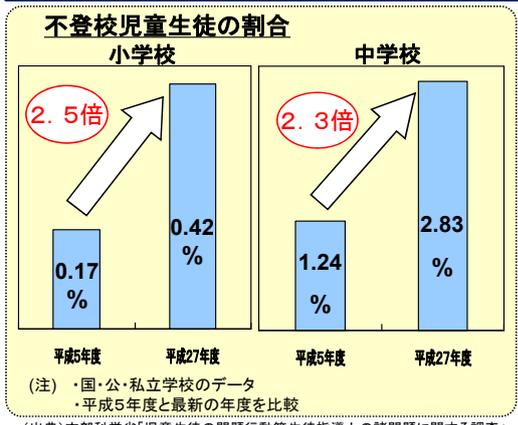
目次

学校、家庭、地域の現状	
・ 子供をめぐる現状と課題	2
・ 通級による指導の現状	3
・ 不登校児童生徒数の推移	4
・ 要保護及び準要保護児童生徒数の推移	5
・ 児童虐待相談の対応件数の推移	6
・ 保護者の就業状況の変化（平成8年～27年）について	7
・ 過疎化が進む地域の人口推移（推計）	8
家庭、地域の教育力の向上	
・ 家庭教育支援に係るこれまでの主な経緯	10
・ 家庭教育支援に係る主な施策	11
・ 幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進	12
・ 子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開	14
・ 子育て世代包括支援センターのイメージ	15
・ キッズウィーク（仮称）の推進について（案）	16
・ 地域と学校の連携に係るこれまでの主な経緯	17
・ 地域と学校の連携に係る主な施策	18
・ コミュニティ・スクール導入等促進事業	19
・ コミュニティ・スクールの指定状況について	20
学校の教育力の向上	
・ 「学校」の在り方の国際比較	22
・ 教師の業務について（主な経緯）	25
・ 教師の勤務時間の国際比較	27
・ 教員勤務実態調査（平成28年度）集計【速報値】	28
・ （参考）公立小中高等学校における年齢別教師数	31
・ （参考）管理職（副校長）選考の倍率（東京都）	32
・ 「次世代の学校・地域」創生プラン（馳プラン）	33
・ 教員以外の専門スタッフの配置状況等	34
・ 「チーム学校」像	35
・ 「チーム学校」の実現による学校の教職員等の役割分担の転換	36
・ 専門スタッフの割合の国際比較	37
・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実	38
・ 部活動の位置づけ	39
・ 部活動における課題	40
・ 部活動指導員の概要	42
・ 統合型公務支援システムの整備状況	43
・ 学校現場における業務改善事業	44
文部科学省「我が国の子供の意識に関するタスクフォース」における分析結果	
・ 1 文部科学省における検討体制	46
・ 2-1 「高校生の生活と意識に関する調査」における国際比較	47
・ 2-2 「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」における国際比較	48
・ 3-1 諸外国と比べた我が国の子供たちの自己肯定感	49
・ 3-2 諸外国との比較分析からの考察	50
・ 4 既存調査を用いた我が国の子供たちの自己肯定感に関する分析	51
・ 5 既存調査を用いた自己肯定感に関する分析結果	52
・ 6 既存調査の分析結果等を踏まえた考察	54
・ 参考資料	56

学校・家庭・地域の現状

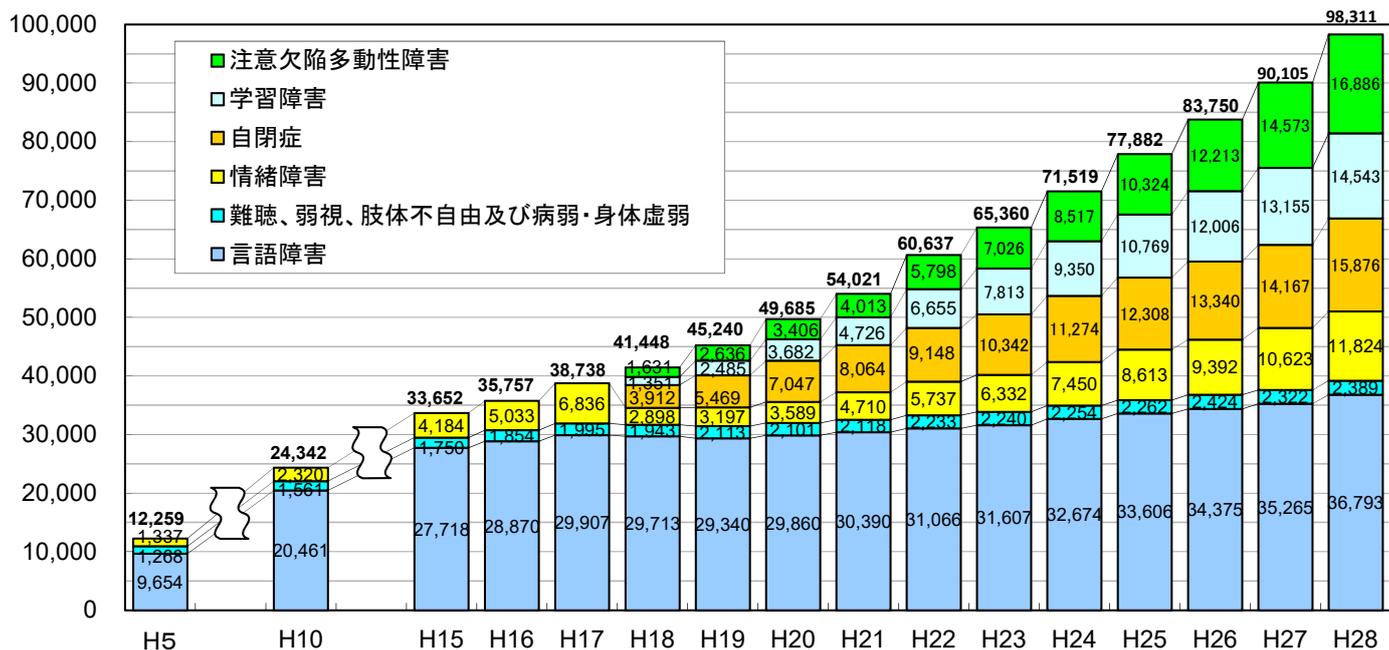
学校・家庭・地域の現状 子供をめぐる現状と課題

○ 今日、学校が抱える課題は複雑化・困難化している状況。



○ 通級による指導を受けている児童生徒数は、ここ10年間で約2.4倍に増加。

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



※ 通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、週に1単位時間～8単位時間(LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間)程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、LD、ADHD、弱視、難聴、肢体不自由及び身体虚弱。

※ 各年度5月1日現在。

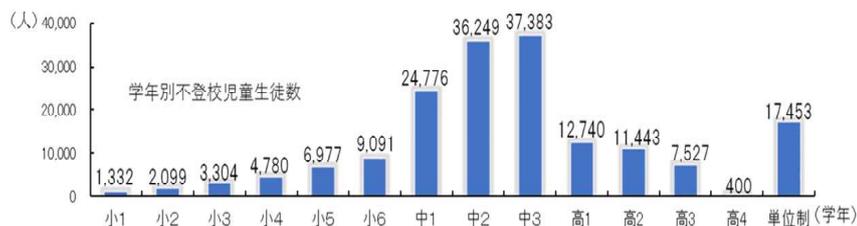
※ 「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定。(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応。)

3

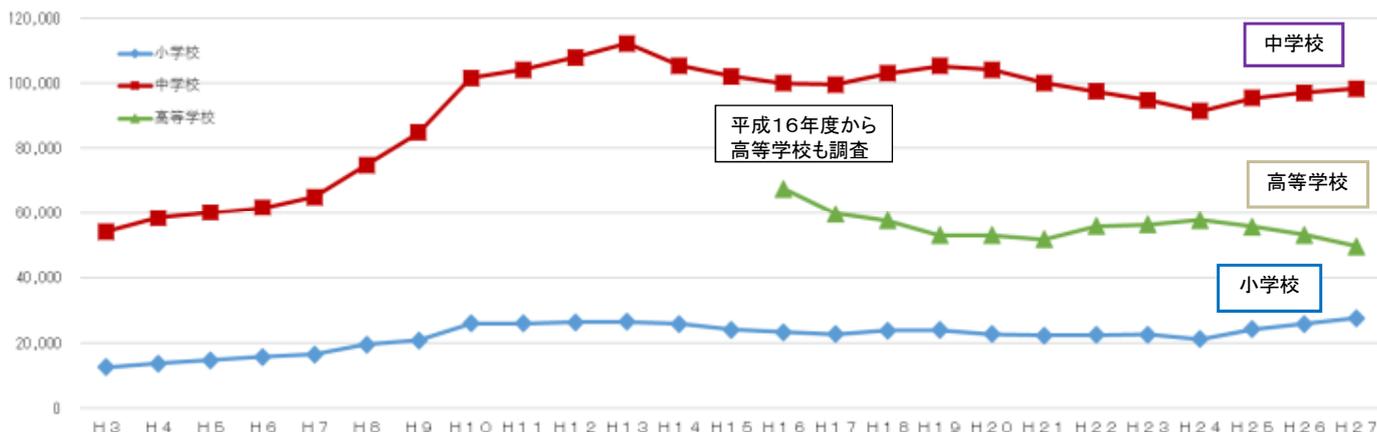
不登校児童生徒数の推移

○ 平成27年度の国公立小・中・高等学校の不登校児童生徒数は17万人以上であり、中学校では生徒の35人に1人の割合。

平成27年度: 175,554人(前年度176,053人)



小学校 : 27,583人 (237人に1人)
 中学校 : 98,408人 (35人に1人)
 高等学校 : 49,563人 (67人に1人)



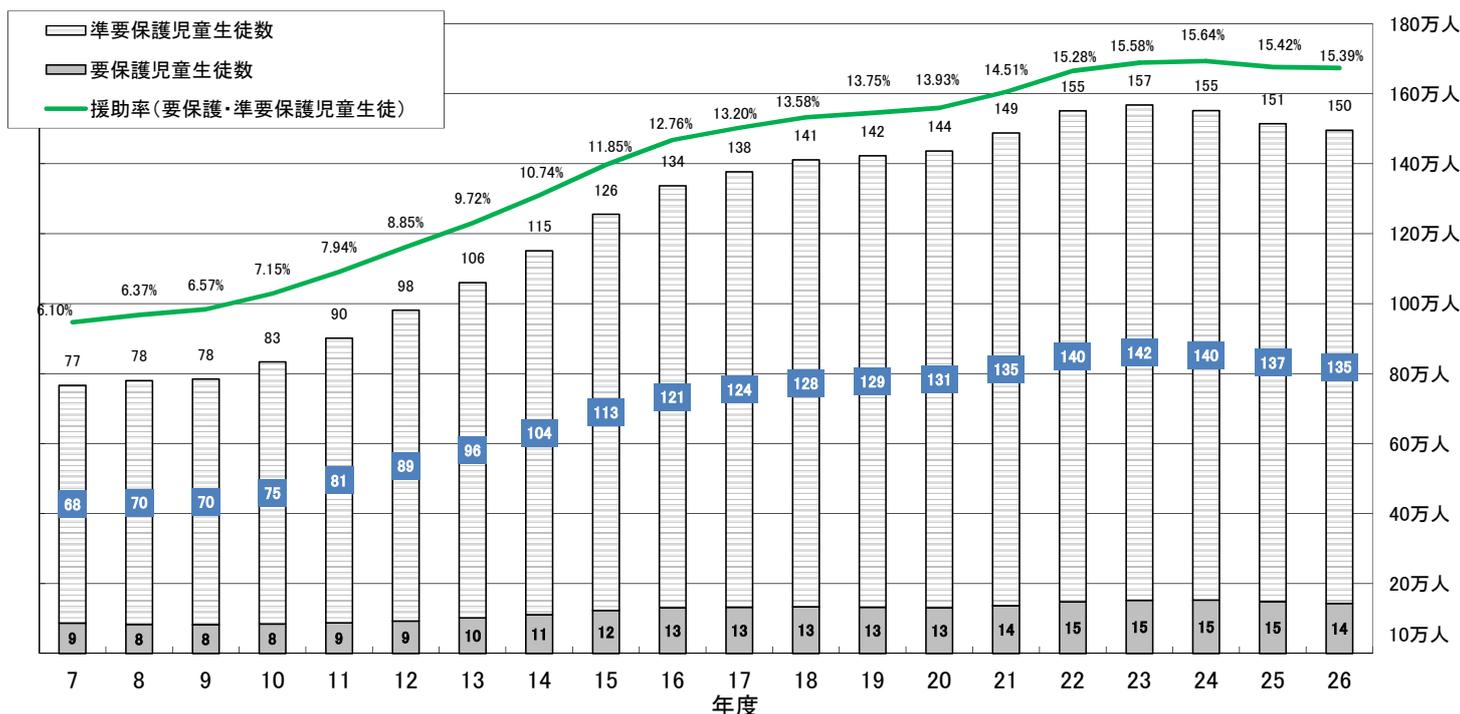
(注) 不登校の定義は、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」

(年度)

4

要保護及び準要保護児童生徒数の推移

○ 平成26年度の要保護・準要保護児童生徒数は平成7年度と比べて約2倍に増加。



※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数

※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

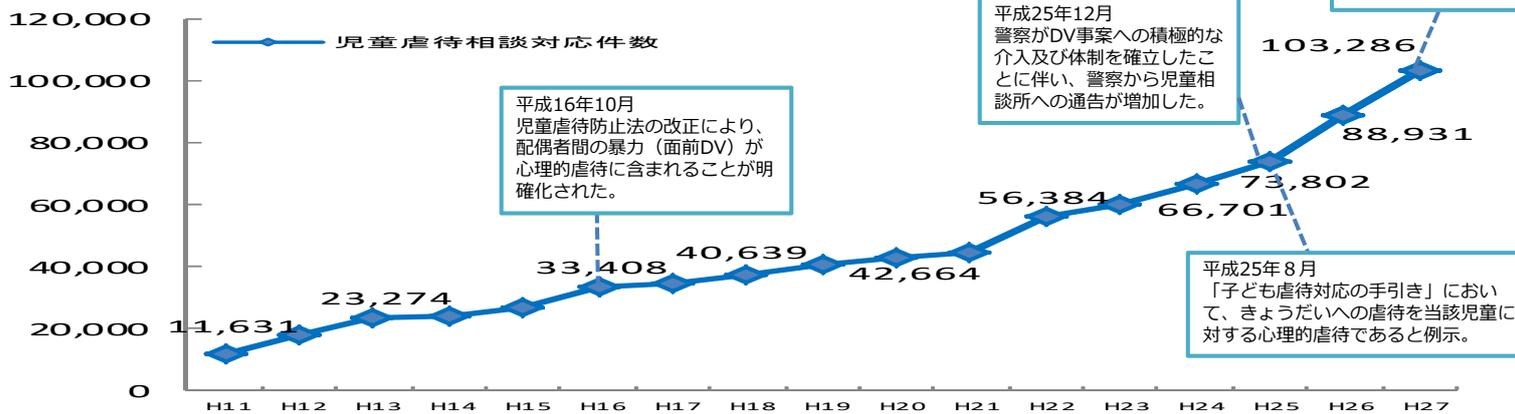
(文部科学省調べ)

5

児童虐待相談の対応件数の推移

○ 平成27年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は103,286件。平成11年度に比べて約8.9倍。

児童虐待相談対応件数の推移



○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成27年度	28,621 (27.7%) (+2,440)	24,444 (23.7%) (+1,989)	1,521 (1.5%) (+1)	48,700 (47.2%) (+9,925)	103,286 (100.0%) (+14,355)

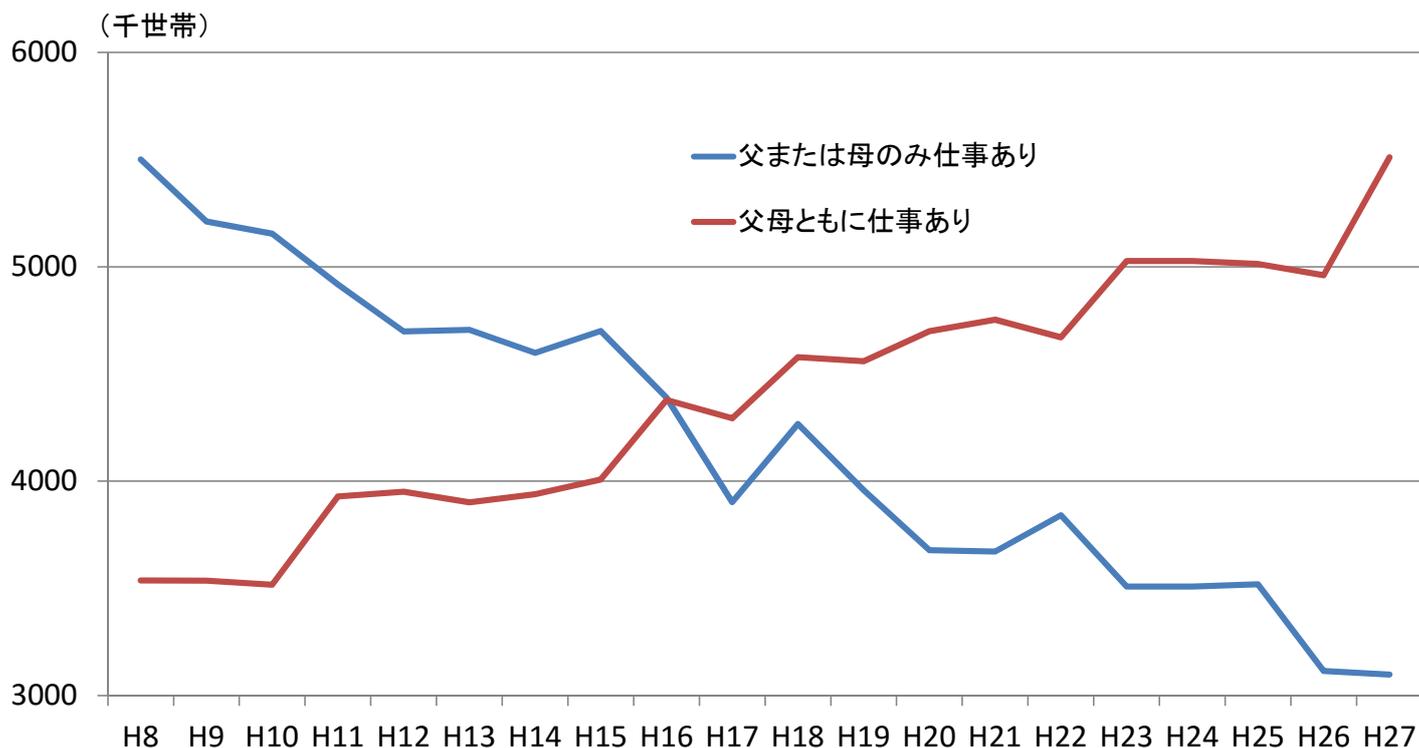
○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
27年度	8,877 (9%) (+1,071)	2,059 (2%) (+63)	17,415 (17%) (+1,779)	930 (1%) (+81)	7,136 (7%) (+63)	246 (0%) (-35)	192 (0%) (+37)	3,078 (3%) (+113)	1,725 (2%) (+11)	38,524 (37%) (+9,352)	8,183 (8%) (+927)	14,921 (14%) (+893)	103,286 (100%) (+14,355)

(出典)厚生労働省調べ(平成27年度)

6

○ 子供のいる世帯のうち、父母ともに仕事のある世帯数は増加傾向。

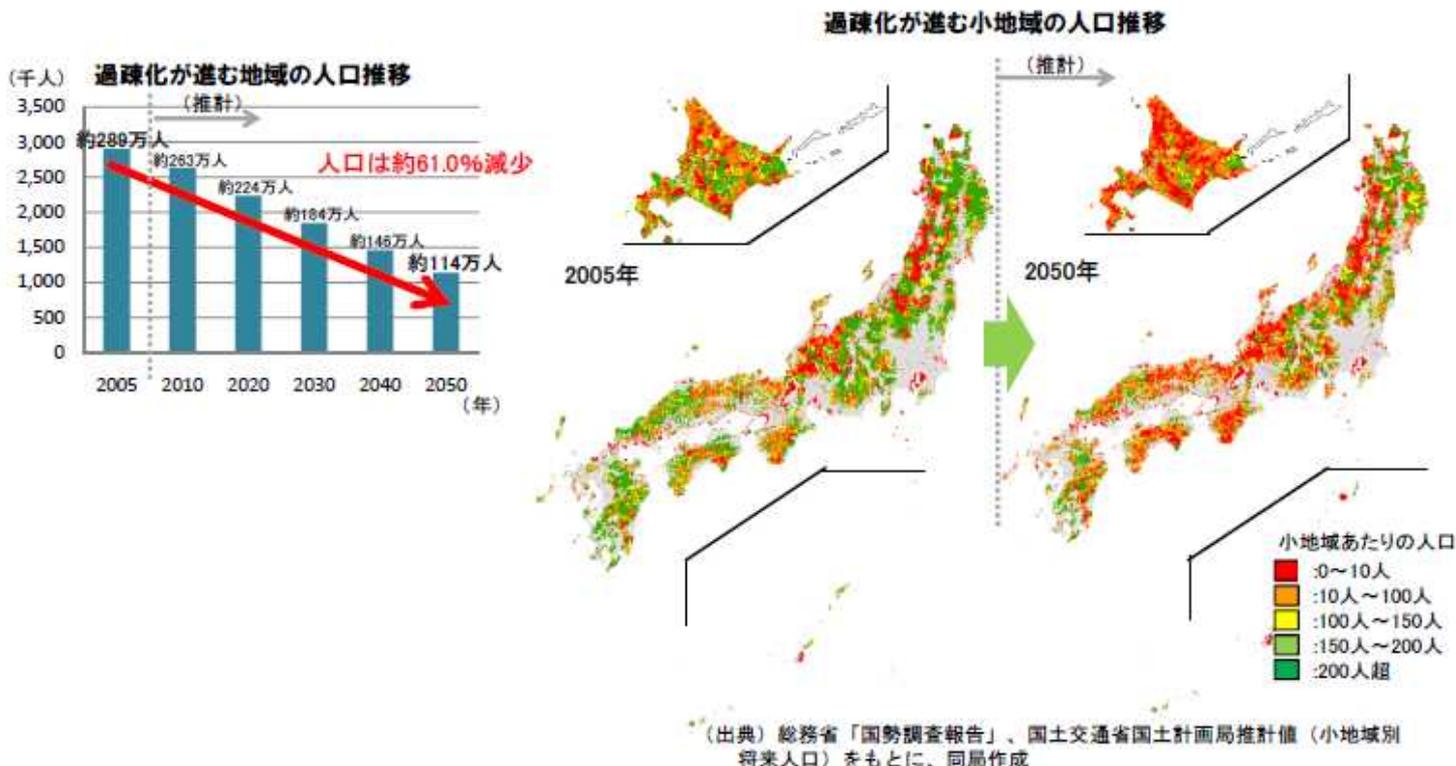


※17歳以下の子供のいる世帯のうち、核家族（夫婦と未婚の子から構成される世帯）のデータを抽出（ひとり親家庭や三世帯世帯は含まれていない）
 ※「就業」とは、収入を伴う仕事を少しでもした場合、無給で自家営業の手伝いをした場合、育児休暇や介護休暇のため一時的に仕事を休んでいる場合も含む。

（厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に、内閣官房にて作成）

過疎化が進む地域の人口推移（推計）

○ 過疎化が進む地域では、2050年には人口が2005年の半分以下になる見通し。



【出典】国土交通省国土審議会政策部会長期展望委員会「国土の長期展望」中間とりまとめ

家庭・地域の教育力の向上

家庭・地域の
教育力の向上

家庭教育支援に係るこれまでの主な経緯

平成8年：	<p>【中教審答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」（平成8年7月19日）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○しつけなど、本来家庭教育の役割であると考えられるものまで学校にゆだねようとする傾向 ○無責任な放任や過保護・過干渉、保護者のモラルの低下など、家庭教育力の低下などを指摘 ○その上で、完全学校週5日制の実施を見据え、 ○学校が本来の役割をより有効に果たすため、学校・家庭・地域における教育のバランスをよりよくしていくことや、家庭や地域が積極的に役割を担うよう促すことなどを提言
平成10年：	<p>【中教審答申「幼児期からの心の教育の在り方について」（平成10年6月30日）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「どの家庭でもしつけに当たって考えるべき基本的な事項」として家庭教育の具体的な方法 ○家庭教育手帳の作成・配布などを提言 <p>→ 平成11年から家庭教育手帳を母子健康手帳交付時や小学校入学時などに保護者に配布 （平成22年度以降は文部科学省HPに掲載。全国の教育委員会やPTA等における家庭教育の学習機会等での活用を促している）</p>
平成12年：	<p>【教育改革国民会議報告「教育を変える17の提案」（平成12年12月22日）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭と教育機関と地域がそれぞれの使命・役割を認識し、連携して子供と親を支援すべき ○教育の原点は家庭であることを自覚するなどを提言
平成18年：	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児期からの基本的な生活習慣の確立を目指した「早寝早起き朝ごはん」国民運動を開始 <p>同年： 教育基本法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者は子の教育について第一義的責任を有する(第10条) ・ 学校・家庭・地域はそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携・協力を努める(第13条)
平成19年：	<p>【教育再生会議「第一次報告」（平成19年1月24日）、「第二次報告」（平成19年6月1日）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭は教育の原点 ○保護者が率先し、子供にしっかりしつけをすることなどを提言
平成24年：	<p>【家庭教育支援の推進に関する検討委員会「つながりが創る豊かな家庭教育」（平成24年3月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域人材を中心にきめ細かな支援を組織的に行う仕組みとして家庭教育支援チーム型支援の普及を提言
平成26年：	<p>【家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会「審議の整理」（平成26年3月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問等により、直接家庭に働きかける訪問型家庭教育支援を提言
平成29年：	<p>【家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会「家庭教育支援の具体的な推進方策について」（平成29年1月）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全ての親の学びや育ちを応援するための方策などを提言



家庭教育手帳（最新は平成22年度版）

○ 乳幼児編、小学校（低学年～中学年）編、小学校（高学年）～中学生編の三編。しつけや生活習慣づくりなどの「子育てのヒント」を記載。

【配布方法】

（平成11年度～）母子健康手帳の交付時や、小学校などを通じ、**国から保護者への直接配付**。

（平成19年度配布部数：524万部）

（平成20年度～）教育委員会等に対する電子データの配布に変更。（平成21年度配布枚数：1829枚）

○ 現在は、文部科学省ホームページ等に掲載し、関係者に提供している。



「早寝早起き朝ごはん」国民運動

○ 早寝早起きや朝食をとるなど、子どもの**基本的な生活習慣を育成**するための全国的な普及啓発活動。

○ 文部科学省では、平成18～20年度まで、「子どもの生活リズムの向上プロジェクト」として、普及啓発活動を実施。平成24年度より**文部科学大臣表彰**制度を創設。

○ **民間主導の国民運動**としての全国展開を目的とする「早寝早起き朝ごはん」全国協議会（平成18年4月～、PTA、経済界、メディア等が参加）が、全国フォーラムの実施や教材製作等を通じ、啓発を続けている。

○ 小学校6年生の朝食摂取率が改善
（平成13年度74% → 平成28年度87%）（出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

○ 2歳児の夜10時以降の就寝割合が減少
（平成12年59% → 平成22年35%）（出典：（社）日本小児保健協会「幼児健康度調査報告」）

家庭教育支援チーム

○ 元教師・元保育士、民生委員等を含む地域の人材で構成され、**保護者の学習機会の提供**や、**親子参加型行事の実施**、**訪問型家庭教育支援**等の業務を実施。

○ チーム員は20名未満が9割。週1、2～月1回程度の頻度で活動。女性と40代以上が多い。

○ 文部科学省では、平成21年度より、補助事業を実施。平成23年度には、各地域の取組状況の把握や、効果的な事例の収集・情報発信のため、**登録制度**を創設。
（登録数：616チーム（平成28年度末時点））



○ 平成29年度から、「地域における家庭教育支援総合推進事業」として実施。

訪問型家庭教育支援

○ 地域社会から孤立しているおそれのある保護者に対し、家庭教育支援チーム員が家庭を直接訪問。

- ・ **個別の相談対応**
- ・ **家庭教育に関する情報提供**
- ・ 問題に応じた**専門機関への情報共有** などを実施。

○ 文部科学省では、平成20年度より委託事業を開始し、平成21年の「事業仕分け」により廃止。平成26年度より孤立した家庭に対する新たな支援手法の開発を実施。

○ 平成29年度から、「地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン」の一環として、5府県でモデル事業を実施。



幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進①

○ 全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、低所得の多子世帯の保護者負担軽減を図るなど、段階的に無償化を進めている。

幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進（幼稚園就園奨励費補助）



平成28年度予算額	32,272百万円
平成29年度所要額	33,423百万円
（対前年度増）	1,151百万円増
うち、子ども・子育て支援新制度移行分を除いた文部科学省予算計上分	
平成29年度予算額	30,899百万円

○ 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担を軽減し、無償化に段階的に取り組む。

○ 「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」（平成28年8月1日開催）で取りまとめられた方針等を踏まえ、平成29年度については、低所得の多子世帯等の保護者負担軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進する。

※幼稚園就園奨励費補助（補助率：1/3以内）

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し国が所要経費の一部を補助する。

1. 市町村民税非課税世帯第2子の無償化

所要額：1.6億円（うち文部科学省計上分1.0億円）

◆市町村民税非課税世帯の**第2子の保護者負担を無償**にする。

<保護者負担額>
第2子 H28：年額 18,000円 → **0円（▲18,000円）**

2. 市町村民税所得割課税額77,100円以下世帯の保護者負担軽減

所要額：0.7億円（うち文部科学省計上分0.3億円）

◆ひとり親世帯等の保護者負担の**軽減措置を更に拡充**する。

<保護者負担額>
第1子 H28：年額 91,000円 → **年額 36,000円（▲55,000円）**

所要額：9.2億円（うち文部科学省計上分5.6億円）

◆その他の世帯の保護者負担を**以下のとおり軽減**する。

<保護者負担額>
第1子 H28：年額192,800円 → **年額168,800円（▲24,000円）**
第2子 H28：年額 97,000円 → **年額 85,000円（▲12,000円）**

<参考：平成29年度 国庫補助限度額>

※赤字部分は平成29年度拡充分

階層区分	補助単価		
	第1子	第2子	第3子以降
第Ⅰ階層 生活保護世帯		308,000円 (0円)	
第Ⅱ階層 市町村民税非課税世帯等 (年収約270万円未満相当)	272,000円 (3,000円)	308,000円 (0円(無償化))	308,000円 (0円)
：ひとり親世帯等の特例		308,000円 (0円)	
第Ⅲ階層 市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯 (年収約380万円未満相当)	139,200円 (14,100円)	223,000円 (7,050円)	308,000円 (0円)
：ひとり親世帯等の特例	272,000円 (3,000円)		308,000円 (0円)
第Ⅳ階層 市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯 (年収約680万円未満相当)	62,200円 (20,500円)	185,000円 (10,250円)	308,000円 (0円)
第Ⅴ階層 市町村民税所得割課税額211,201円以上の世帯 (年収約680万円以上)	0円 (25,700円)	154,000円 (12,850円)	308,000円 (0円)

※ 上記表の()内の金額は、保護者が実際に負担する月額を目安。補助限度額は保育料の全国平均単価(308,000円)。
※ 市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。
※ 就園奨励事業は市町村が行う事業であり、実際の補助額は市町村により異なる。

○ 幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上のため、「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の配置等を進めている。

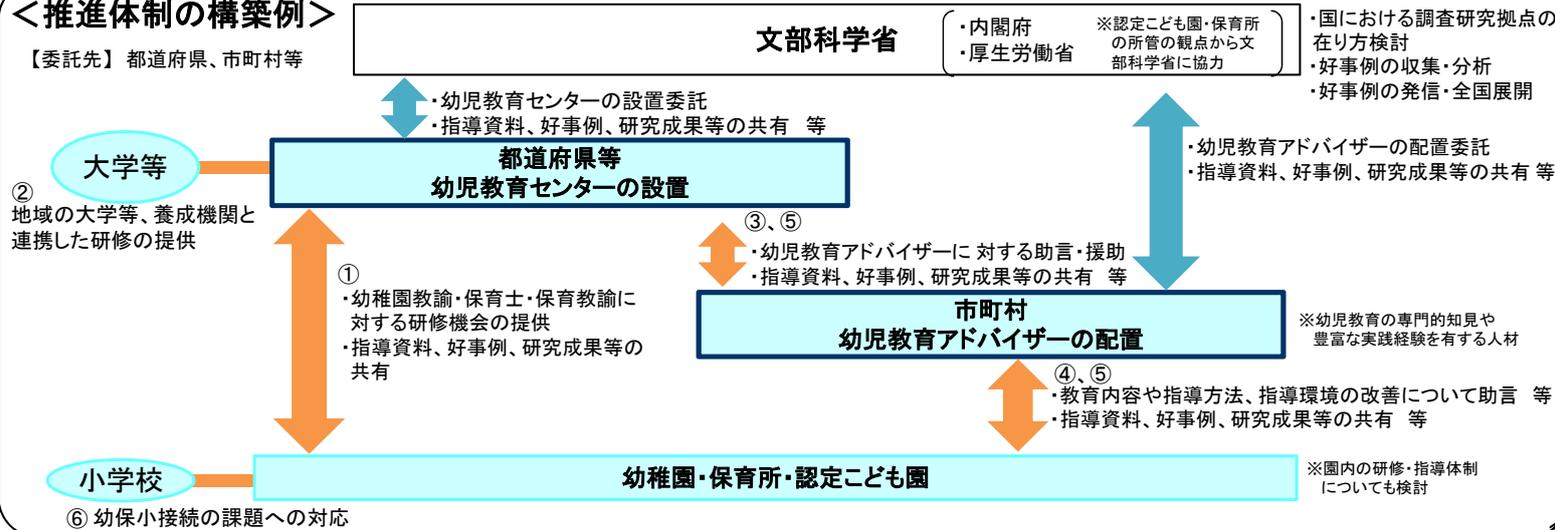
幼児教育の推進体制構築事業

○ すべての子供に質の高い幼児教育の提供を目指す、子ども・子育て支援新制度の施行により、幼児教育の提供体制の充実が図られているところであるが、**提供される幼児教育の内容面についても充実を図る必要がある。**

○ **幼稚園・保育所・認定こども園を通して、幼児教育の更なる質の充実**を図るため、地域の幼児教育の拠点となる「**幼児教育センター**」の設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して助言等を行う「**幼児教育アドバイザー**」の育成・配置など、以下の課題等への効果的な対応のために適切な、**地方公共団体における幼児教育の推進体制を構築するためのモデル事業を行い、好事例を収集・分析した上でその成果を全国展開する。**

- ① 都道府県による私立幼稚園・保育所等を含めた研修機会の提供の在り方
- ② 研修の提供に当たっての大学等、地域の養成機関との連携
- ③ 都道府県による域内市町村に対する助言・指導の在り方
- ④ 市町村による域内の幼児教育施設への助言等の在り方
- ⑤ 助言等を行う人材の育成方法
- ⑥ 幼保小接続の課題へ対応するための幼児教育施設・小学校双方での対応の在り方 等

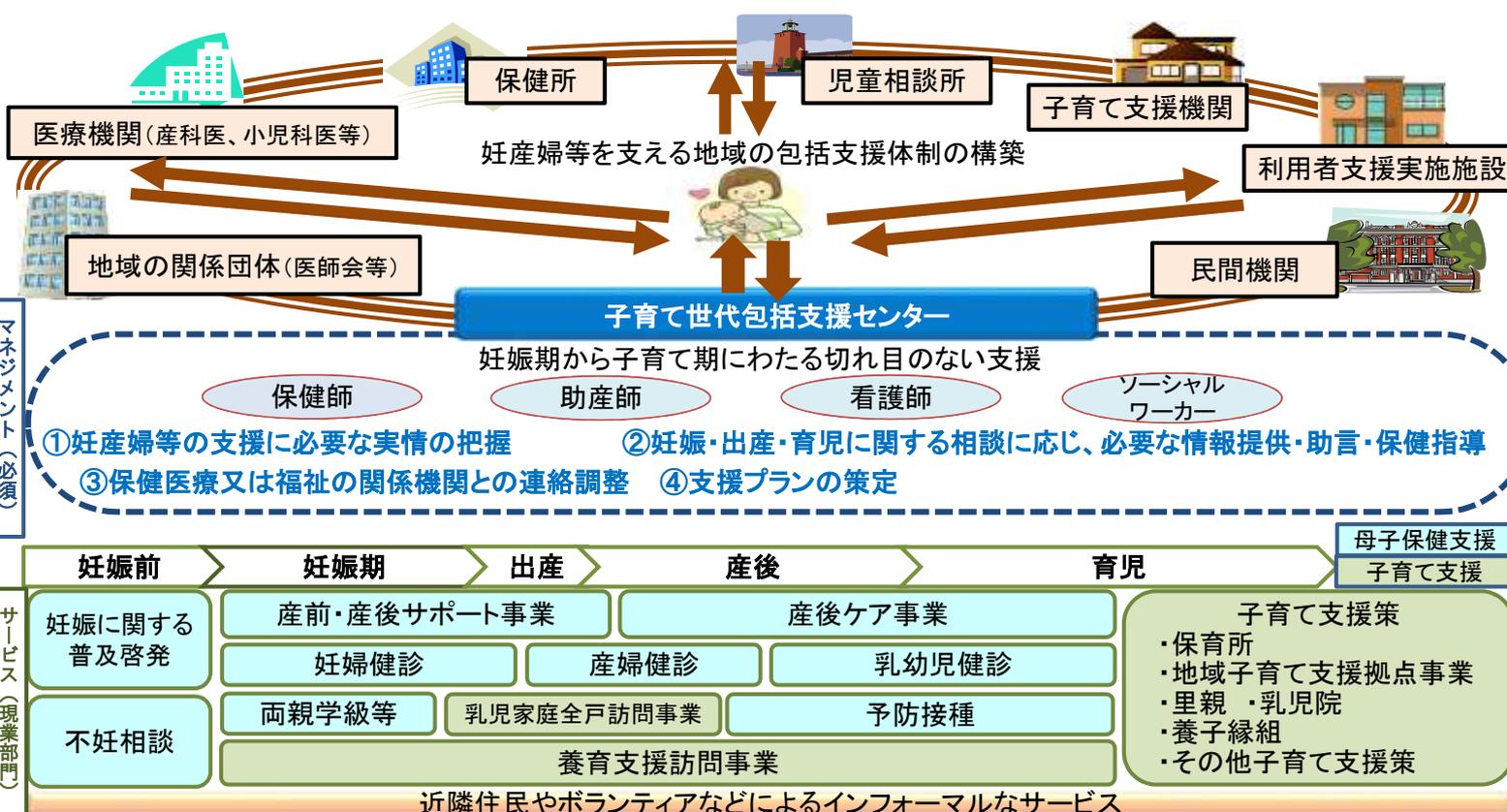
<推進体制の構築例>



子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開

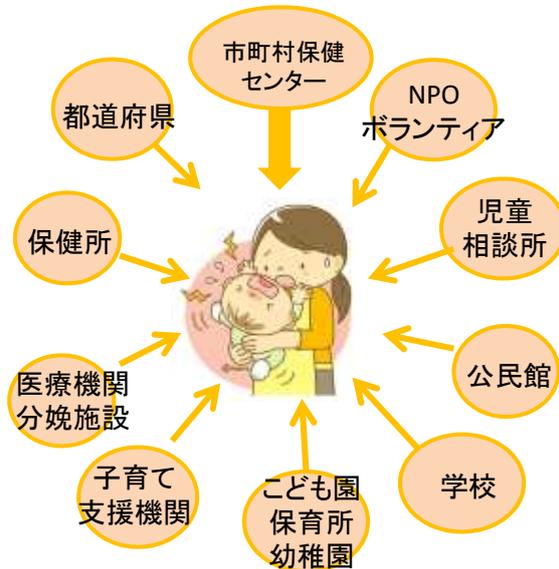
○ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のため、子育て世代包括支援センターを法定化、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。(実施市町村数：296市区町村(720か所)(平成28年4月1日現在))

○ 子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。



○既存の体制

- ・関係機関は多いが、個別の対応となっている。
- ・必要な支援が、必ずしも切れ目なく提供できていない。



○子育て世代包括支援センターの開始後

- ・関係機関の連絡調整
- ・全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、必要な支援を切れ目なく提供。



キッズウィーク（仮称）の推進について（案）

～家族や仲間であつたりまとまった休日を～

1. 方向性

- ・豊かな人生を送り、子供たちの豊かな心や人間性を育むためには、家族や仲間とともにゆったり休日を過ごすことにより、絆を深めたり、趣味に打ち込んだり、地域行事に参加したりすることなどが重要であり、1億総活躍社会に向け、働き方改革と表裏一体のものとして、休み方改革を進めることが課題。
- ・有給休暇取得率が低い状況の中、家族などで休日をゆったり過ごすことを促進するため、学校休業日の分散化及びそれに合わせた有給休暇取得促進が必要。
- ・休日の在り方の多様化により、観光需要の平準化による雇用の拡大や地域活性化につながる可能性。

夏休みなどの長期休業日を分散化することで

地域ごとに「**キッズウィーク（仮称）**」を新たに設定し、**大人と子供が一緒にまとまった休日を過ごす機会**を創出（例えば、親子で一緒に月～金を休みとし9連休に）

2. 対応策

（1）平成30年度から学校休業日を分散化させます！

法令上の手当てにより、夏休みなど長期休業日から平日に**学校休業日を分散化**
(休業日の設定状況や工夫事例の周知)

（2）子供だけでなく、大人もしっかり休みます！

経済団体、企業等に**学校休業日に合わせた休暇取得を強く要請**
(有給休暇取得率を70%に(20%UP))

（3）休みに、多様な活動機会を確保します！

文化・スポーツ団体、企業等に**活動機会の確保等を要請**
(特に、親子が親しむことができるプログラムが提供できるよう要請)

一体的に推進

（4）これらの取組を官民一体となって推進します！

① 休み方改革官民総合推進会議（仮称）【国】

官民による**意見交換、調整**等

② 地域における休み方協議会（仮称）【地域】

地域関係者による、**学校休業日設定や休暇促進方針・対策**の協議

③ 観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議WG【地域】

市区町村における**取組状況の確認、課題や好事例等の共有**

④ ロゴマークやキャッチフレーズによる盛り上げ【機運醸成】

- 平成8年：**【中教審答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」（平成8年7月19日）】
○都市化や過疎化の進行、地域における人間関係の希薄化等から、**地域社会の教育力の低下**などを指摘
- 平成10年：**【生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」（平成10年9月）】
○**完全学校週5日制**への移行等に向けた地域社会の活性化と**地域の教育力向上の必要性**などを提言
→平成14年4月から完全学校週5日制。
- 平成12年：**【教育改革国民会議報告「教育を変える17の提案」（平成12年12月22日）】
○地域の信頼に応える学校づくりを進めるため、**積極的な情報公開によって地域への説明責任を果たす**ことや、学校評議員制度などによる**地域住民の学校運営への参加**などを提言
- 平成16年：**○「**地域子ども教室推進事業（地域教育力再生プラン）**」を開始。地域の大人の教育力を活かし、子供たちの放課後や週末における体験活動や地域住民との交流活動を支援。
- 平成18年：**教育基本法改正・学校・家庭・地域はそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携・協力を努める(第13条)
- 平成19年：**【教育再生会議「第一次報告」（平成19年1月24日）、「第二次報告」（平成19年6月1日）】
○**地域の子供を地域ぐるみで育て**こと、子育て家庭や**親の学びを地域で支援**することなどを提言
- 同年：**【第一期教育振興基本計画（閣議決定）（平成20年7月1日）】
○「学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる」
- 平成19～21年：**○「**放課後子供教室**」「**学校支援地域本部**」等を順次開始。
- 平成26年：**○放課後子供教室と放課後児童クラブ（厚労省）の一体的な取組を推進する「**放課後子ども総合プラン**」を厚労省と共同で策定。
- 平成27年：**○「**地域未来塾**」を開始。中高生を対象に、原則無料の学習支援を実施。
- 平成27年～28年：**【中教審答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（平成28年12月21日）】
【「次世代の学校・地域」創生プラン（文部科学大臣決定）」（平成28年1月25日）】
○幅広い地域住民等の参画により子供の成長を支える「**地域学校協働活動**」の推進。地域と学校が連携・協働して地域学校協働活動を推進する体制として「**学校支援地域本部**」等を「**地域学校協働本部**」へ発展。
○地域住民や学校との連絡調整等を担う**コーディネーターの配置の促進等**などを提言
- 平成29年：**【社会教育法改正（平成29年3月27日）】
○地域住民等と学校との**連携協力体制**の整備や、地域住民等と学校の情報共有や助言等を行う「**地域学校協働活動推進員**」の委嘱に関する規定を整備。

地域学校協働本部

- 幅広い地域住民等の参画により、**地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子供の成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を実施**
【活動の例】学びによるまちづくり、地域人材育成、郷土学習など
- 子供たちを支えるだけでなく、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の活性化を図る。
- 平成28年度の実施状況は**4,527本部**（全公立小・中学校の34.4%）
- 従来の学校支援地域本部等を基盤とし、幅広い地域住民や団体等の参画によりネットワークを構築し、**地域学校協働活動を推進**



地域未来塾

- 家庭での学習習慣が十分に身につけていない中・高校生等を対象とした、大学生や教員OB等の地域住民の協力による原則無料の学習支援**（平成27年度より開始）
【支援者の例】・教員を志望する大学生などの地域住民
・学習塾などの民間教育事業者
・NPO法人 など
- 平成31年度末までの目標数
・平成28年度 3,000中学校区 新たに高校生の支援に着手
・平成29年度 3,600中学校区 高校生支援の促進
・平成31年度 5,000中学校区 高校生支援全国展開（公立中学校の約半数）



放課後子ども総合プラン



- 全ての児童が**放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう**、同一敷地内で「放課後子供教室」「放課後児童クラブ」共通プログラムを実施するなど、一体的に推進

	放課後子供教室(文科省事業)	放課後児童クラブ(厚労省事業)
対象	すべての児童	留守家庭の児童
実施主体	主に市区町村の教育委員会(社会教育担当)	市町村、社会福祉法人、父母会など
提供内容	学習、運動、交流活動等の機会	遊びや生活の場
指導者	地域の協力者等	放課後児童支援員等(専任)
H29予算	64.3億円の内数	725.3億円
箇所数	16,027教室(平成28年10月現在)	23,619か所(平成28年5月現在)

- 平成30年度末までの目標
・全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施
・そのうち1万か所以上を一体型で実施
※取組の加速化を図るため、平成31年度末までの目標を前倒して実現

【共通プログラムの例】

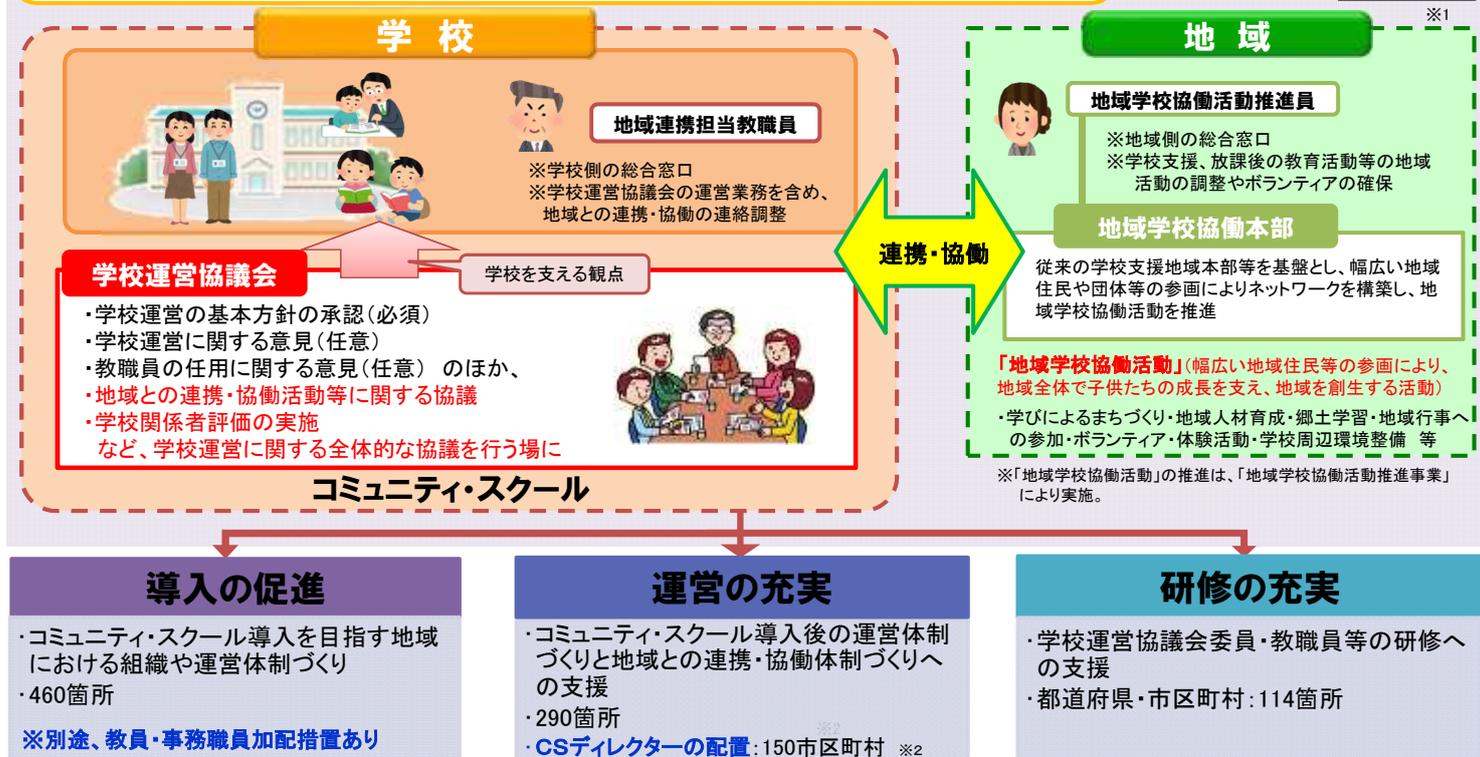
- ・学習支援(予習・復習、補充学習・ICTを活用した学習活動など)
- ・多様な体験活動(実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室など)
- ・スポーツ活動(野球、サッカー、バドミントン、卓球、一輪車など)



○ コミュニティ・スクール設置の一層促進のため、未導入地域への支援や導入地域における取組充実の支援を実施。

全ての公立学校が地域の人々と目標を共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」となることを目指し、「次世代の学校・地域」創生プランに基づき、コミュニティ・スクールを推進加速する。コミュニティ・スクールの未導入地域への支援や導入地域における取組充実への支援等により、一層の拡大・充実を図ることで、将来の地域を担う人材の育成、学校を核とした地域づくりを推進する。

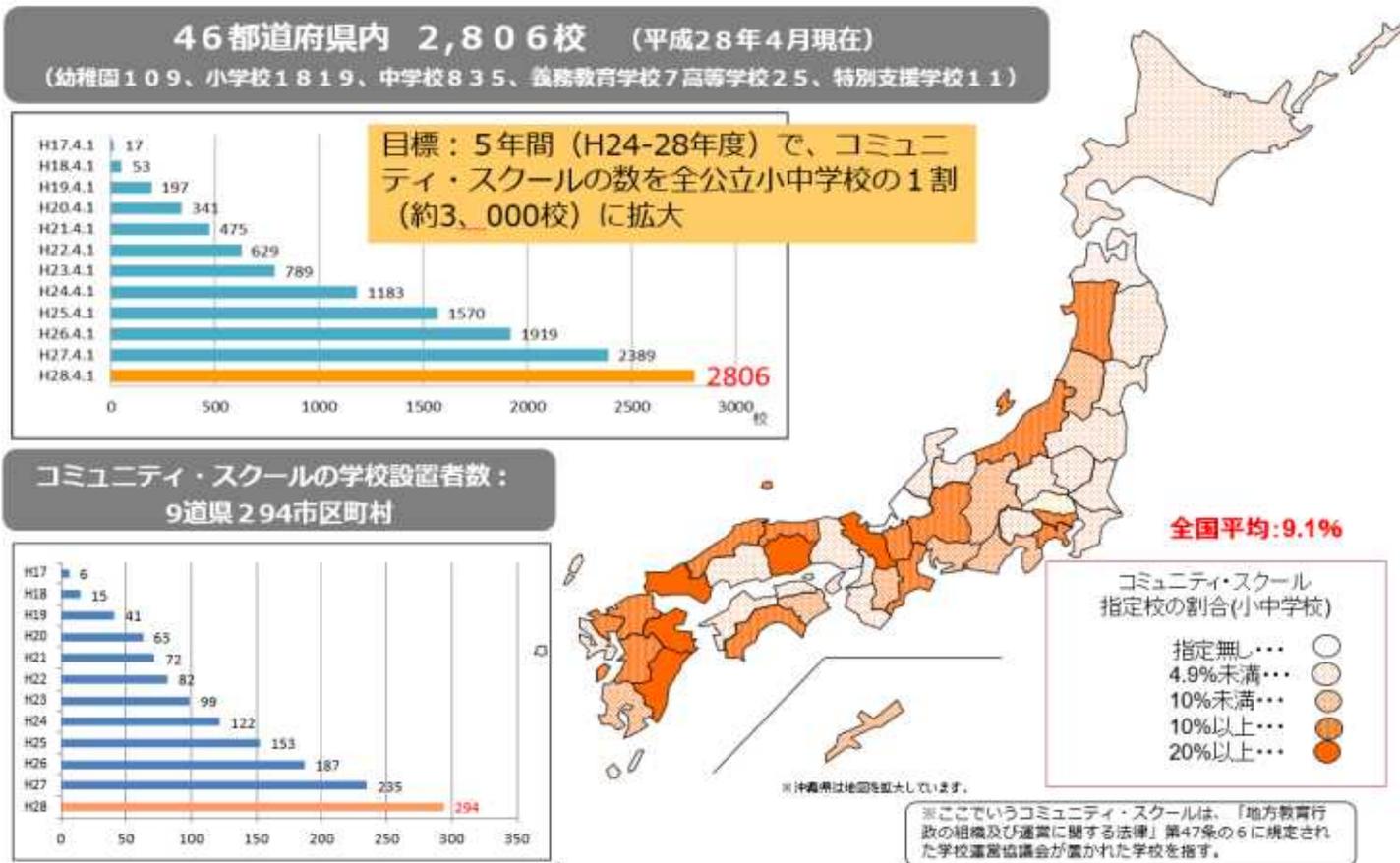
※「学校を核とした地域力強化プラン」の1メニュー
 平成29年度予算額 162百万円
 平成28年度予算額 160百万円
 補助率:国 1/3



※1 補助については、都道府県の判断により、間接補助とすることも可能。その場合、都道府県、市区町村が1/3ずつ負担。
 ※2 CSディレクター:学校運営協議会の会議運営や、学校運営協議会委員との連絡・調整・事務手続など、学校運営協議会に関わる業務を行う地域人材。

コミュニティ・スクールの指定状況について

○ コミュニティ・スクールの指定状況は、全国平均で9.1%（平成28年4月現在）。



学校の教育力の向上

学校の教育力の向上

「学校」の在り方の国際比較①（イメージ）

○ 日本の「学校」は、諸外国の「スクール」と在り方が大きく異なる。

（日本の教師）

 （諸外国の教師）

- ・ 教科指導、道徳、部活動等を通じ、知・徳・体を一体的に指導
- ・ 児童生徒の学校外の問題行動への対応や通学路の安全確保等についても学校が担う
- ・ 主に授業に特化

**確かな
学力の育成**
【教科等】

**豊かな
心の育成**
【道徳・特別活動等】

**健やかな
体の育成**
【体育・部活動等】

日本



学校

諸外国



スクール



教会・家庭等



地域
(スポーツクラブ等)

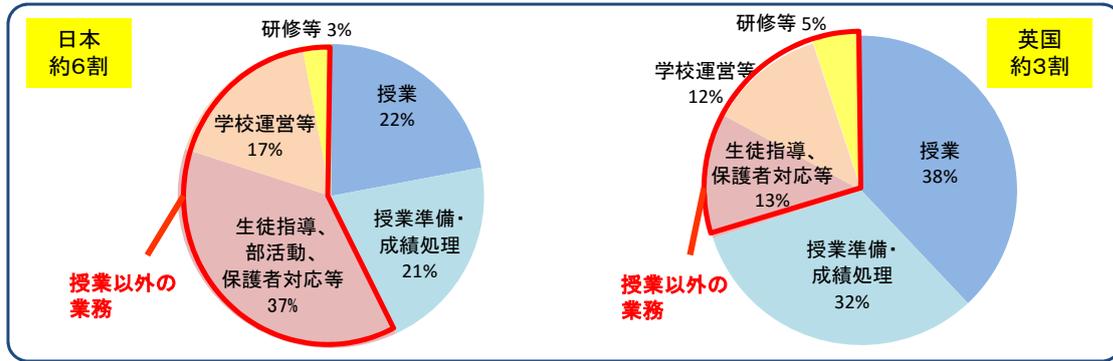
○ 英国の場合、教師の職務内容は、関係者間の合意の下で政府が定める、「教員給与及び勤務条件に関する文書」において規定。

（具体例）

- ・ 昼食時の生徒指導は求められないこと。
- ・ 授業準備中に他の仕事に従事することは求められないこと。
- ・ 教師としての専門性を必要としない事務作業を行うことは求められないこと。

（英国Department of Education “School Teacher’s Pay and Conditions Document”を基に、内閣官房にて作成）

<参考：実際の授業以外の業務の割合の比較>



（出典）日本：文部科学省委託調査「教員勤務実態調査」（平成18年度）
 イギリス：Department for Children, Schools and Families, “Teacher’s Workloads Diary Survey 2009”

○ 日本の教師は、学力の育成以外にも多くの役割が求められる。

	豊かな心の育成 【道徳・特別活動等】	健やかな体の育成 【体育・部活動等】	通学路等の安全確保
諸外国	【給食】 ・給食スタッフや補助職員が担当。（英） ・専任スタッフが盛りつけ、配膳、片付けを実施。（伊） ・子供が食べたいものを選び、食べ残すことも自由。（米） 【その他】 ・知育は学校、徳育（しつけ）は家庭・教会の区分が厳格。（仏） ・掃除は清掃員が実施。（独、米）	・体育は、週に1時限のみで、スポーツ団体と連携。（伊） ・放課後のスポーツ活動は、地域のサッカークラブ等で実施。（独・仏）	・子供たちはスクールバスで登下校。（米） ・学校の登下校は必ず保護者やベビーシッターが付き添い。（伊・仏）
日本	・給食、掃除や学校行事その他一連の活動が、豊かな心の育成にも貢献。	・教育課程外では学校部活動の実施が一般的。 ※ 部活動指導に従事する教員の約半数が保健体育担当以外かつ担当競技の経験なし。	・通学路等の安全確保に教員が参画。

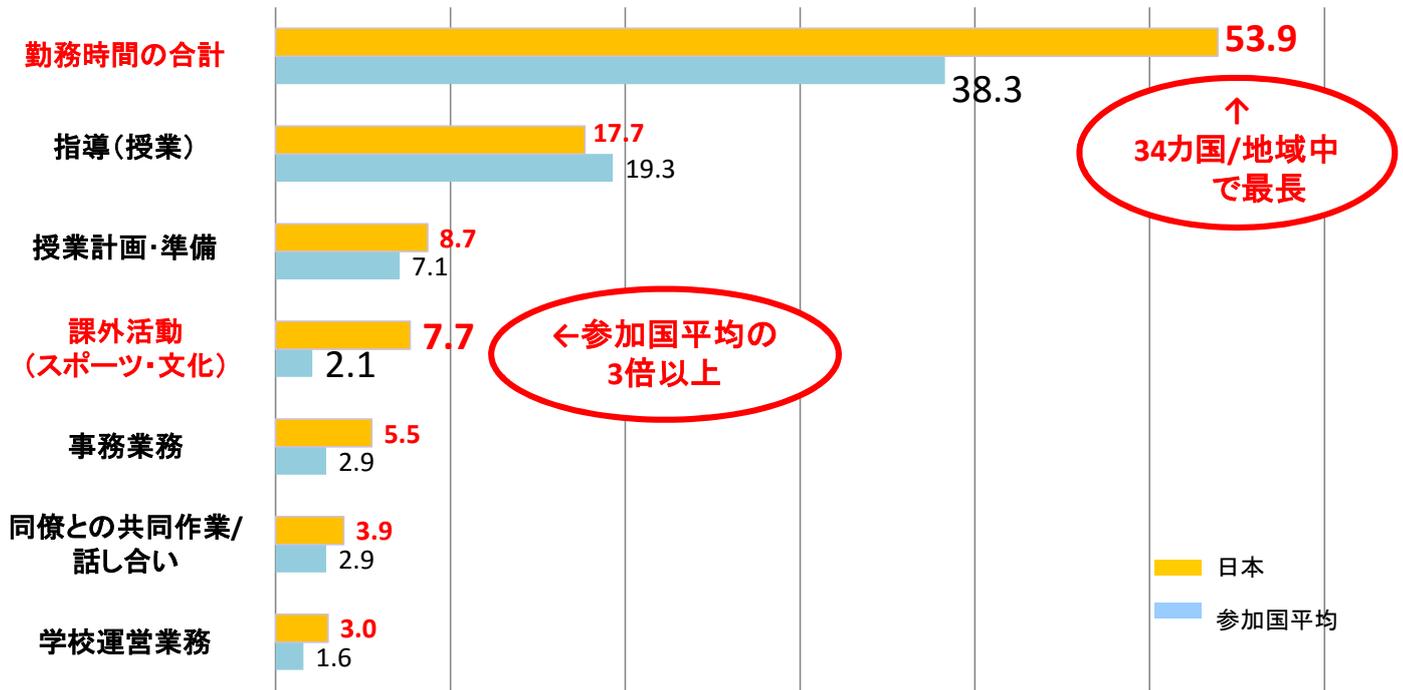
（出典） ・外務省HP・・・（イタリ）ピステッリ小学校（2013年）、（米国）クラレンドン小学校（2014年）、エルマリノ・ランゲージスクール（2014年）
 ・「新版 世界の学校」2014年 二宮皓編著、学事出版
 ・公益財団法人日本体育協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」（平成26年7月）

	部活・課外活動・学校安全等	生徒指導・保護者対応等	現代的課題への対応等
50・60年代	<ul style="list-style-type: none"> 運動部活動加入率(55年):中46%、高34% 活動日数(55年):週4日前後 顧問でも指導・管理・引率を引き受けない教師も少なくなかった(⇨地域住民のかかわりがあった)(~50年代) 特別活動内に必修クラブ活動を設置(68・69小・中学校学習指導要領改訂)同活動の延長として部活動を位置づける学校も増え、加入率も増加 	<ul style="list-style-type: none"> 高校進学率(55年):51.5% 進路指導の一層の強化(57年中教審答申) 進路指導を学級活動に新たに位置づけ(58年学習指導要領改訂) 高校進学率(65年):70.7% 「落ちこぼれ」の存在などが注目される 高校進学率(74年):90.8% 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法(61年)※防災教育について規定
70年代	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の交通事故被害が多発 学校が常に通学路の状況に留意し、適切な対策を講じるなど、通学路の安全確保を教師が担うように(70年文部省通知) 運動部活動加入率(77年):中61%、高39% 活動日数(77年):週4日前後 教師のかかわり増(⇨地域住民のかかわり減) 教師が顧問に就くことが通例化、技術指導のできない顧問教師の出現 部活動中の事故の責任と不十分な手当てが問題化 	<ul style="list-style-type: none"> 第一次産業就業者の減少・第二次産業就業者の増加など、産業・就業構造の変化 学校が「将来の職業生活」の準備を実施(教師が進学先の選定・就職の世話を担うように) 進路指導を学校の教育活動全体を通じて行うことを明示(78年高校学習指導要領改訂) 少年非行、校内暴力、いじめ、登校拒否(不登校)の増加が社会問題化(3年B組金八先生(79年)、積木くずし(83年)) 児童生徒の問題行動の責任は学校にあるとの批判の増加 校内暴力、いじめ対応、不登校対応等に対する生徒指導の充実(81年文部省通達等)(例)校外パトロール、登下校の態度の観察・指導 いじめを苦にしたとされる自殺事案が全国で相次ぐ(中野富士見中学校いじめ自殺事案(86年)) 	
80年代	<ul style="list-style-type: none"> 非行防止手段としての部活動を扱うことの是非の議論 教師のかかわりがより一層強く(80年代) 	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーの導入。学校におけるカウンセリング機能の充実(95年文部省通知) 	<ul style="list-style-type: none"> 科学技術振興法(95年)※科学技術に関する教育について規定
90年代	<ul style="list-style-type: none"> 活動日数(96年):週6日前後 運動部活動加入率(96年):中74%(最高値)、高49% 開かれた運動部活動と外部化の推進 学校週5日制の趣旨を踏まえた休養日の設定と適切な練習時間とするよう要請(98年文部省通知) 	<ul style="list-style-type: none"> 主体的に進路を学び取る能力の育成に向けたキャリア教育への関心の高まり 職場体験活動の開発(98年学習指導要領改訂) 発達段階に応じたキャリア教育(99年中教審答申) 神戸市中学生連続殺傷事件(97年) 「学級崩壊」や保護者からのクレームが社会問題化 	<ul style="list-style-type: none"> 科学技術振興法(95年)※科学技術に関する教育について規定 ものづくり基盤技術振興基本法(99年)※ものづくり基盤技術に関する教育について規定 自然体験、ボランティア体験の積極的導入(98、99年学習指導要領改訂)

	部活・課外活動・学校安全等	生徒指導・保護者対応等	現代的課題への対応等
00年代	<ul style="list-style-type: none"> 大教大附属池田小学校事件(01年) 不審者対策として、学校の出入り口での確認や校内巡回など、子供の安全確保及び学校の安全管理の対応がより求められるように(01年文科省通知) 子どもの読書活動推進法(05年)※同法に基づく基本計画では、学校における読書指導充実、学校図書館の機能強化について規定 学校評価(自己評価の実施義務、関係者評価の努力義務等)の導入(07年) 学校週5日制での教員の部活動指導に係る負担問題(土曜日の指導等)(00年代) 	<ul style="list-style-type: none"> 教育改革国民会議「教育の原点は家庭」(00年) 児童虐待防止法(00年)(学校に早期発見、防止のための教育・啓発を義務付け) 中学校の不登校者数が91年度以降過去最高の112,211人(01年度) 幼児期からの基本的な生活習慣の確立を目指した「早寝早起き朝ごはん」運動を開始(06年) 教育再生会議「保護者が率先し子供をしつける」(06年) 「モンスターペアレント」が社会問題化(07年) 「学校裏サイト」での深刻ないじめの実態が明らかに(07年) 発達段階に応じた情報モラル教育の提供を求められるように(07年有識者会議提案) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育等促進法(03年)※同法に基づく基本方針では、発達段階に応じた環境教育の実施、学校における全体計画の策定、体験活動の促進等を規定 知的財産基本法(02年)※知的財産に関する教育について規定 少子化社会対策基本法(03年)※家庭生活に関する教育等について規定 BSE問題など食に係る問題の顕在化 「食育」の促進・充実、食に関する指導の推進(02年骨太の方針、08年学校給食法改正) 食育基本法(05年)※同法に基づく計画では、食に係る指導の充実、学校給食の充実等を規定
10年代以降	<ul style="list-style-type: none"> 過疎化に伴う小規模化、年齢構成の変化(高齢化)により、教師への負担が増加 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策推進法(13年)(いじめの早期発見、道徳教育及び体験活動等の充実など義務付け)※同法に基づく基本方針では、学校いじめ防止基本方針の策定、学校におけるいじめ防止対策のための組織設置などについて規定 発達障害のある子供の増加(発達障害の可能性のある児童生徒が6.5%)(12年文科省調査) 子供の貧困の深刻化(子供の貧困率16.3%)(12年) 子どもの貧困対策推進法(13年)※同法に基づく対策大綱にて「学校をプラットフォームとした貧困対策の推進」について規定 日本語指導が必要な外国人児童生徒の増加(94→14年で約1.6倍(約35,000人)に) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(16年)※法及び同法に基づく基本指針において、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等について規定 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者教育推進法(12年)※同法に基づく基本方針では、「発達段階に応じた消費者教育の推進」について規定

- 日本の教師の勤務時間は国際的に見て非常に長い。
- 授業時間は平均程度だが、課外活動（スポーツ・文化活動）の指導時間が特に長い。

<1週間あたりの勤務時間>



(出典)OECD 国際教員指導環境調査(TALIS2013)

教員勤務実態調査(平成28年度)集計【速報値】

~勤務時間の時系列変化~

- 「教育政策に関する実証研究」の一環として、教員の勤務実態の実証分析を平成28~29年度の2か年で実施し、平成29年4月28日に速報値を公表。(調査期間:H28年10月~11月のうちの1週間。対象:小学校400校、中学校400校(確率比例抽出により抽出。)に勤務する教員。)
- 前回調査(平成18年度)と比較して、平日・土日ともに、いずれの職種でも勤務時間が増加。

● 教員の1日当たりの学内勤務時間(持ち帰り時間は含まない。)(時間:分)

平日	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	10:37	10:11	+0:26	10:37	10:19	+0:18
副校長・教頭	12:12	11:23	+0:49	12:06	11:45	+0:21
教諭	11:15	10:32	+0:43	11:32	11:00	+0:32
土日	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	1:29	0:42	+0:47	1:59	0:54	+1:05
副校長・教頭	1:49	1:05	+0:44	2:06	1:12	+0:54
教諭	1:07	0:18	+0:49	3:22	1:33	+1:49

※28年度調査の「教諭」については、主幹教諭・指導教諭を含む(主幹教諭、指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。)

※「土日」については、土日の業務記録のうち、「勤務日」と回答した者を除いたものである。なお、平成28年度の小学校教員のうち734人(10.4%)、中学校教員のうち911人(11.2%)が、土曜日が勤務日に該当している。

※18年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。

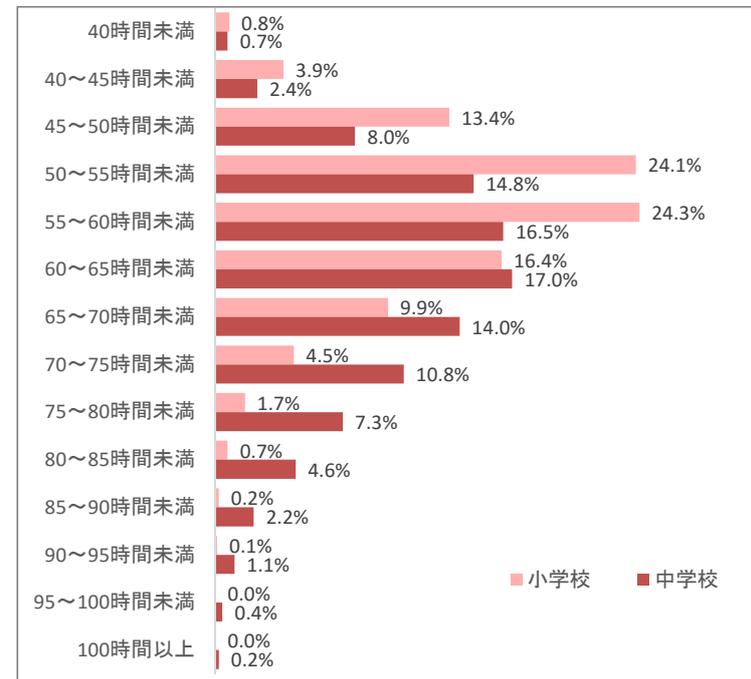
● 教員の1週間当たりの学内勤務時間(持ち帰り時間は含まない。)(時間:分)

	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	54:59	52:19	+2:40	55:57	53:23	+2:34
副校長・教頭	63:34	59:05	+4:29	63:36	61:09	+2:27
教諭	57:25	53:16	+4:09	63:18	58:06	+5:12

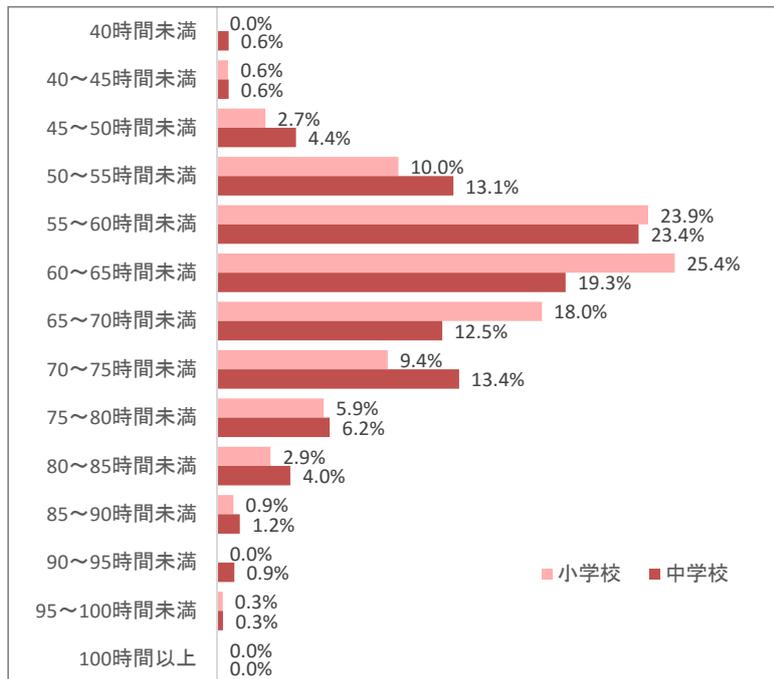
※28年度調査では、調査の平均回答時間(1週間につき小学校64分、中学校66分)を一律で差し引いている。

○ 1週間当たりの学内総勤務時間について、教諭のうち、小学校は55～60時間未満、中学校は60～65時間未満、副校長・教頭のうち、小学校は60～65時間未満、中学校は55～60時間未満の者が占める割合が最も高い。

【教諭（主幹教諭・指導教諭を含む）】



【副校長・教頭】



※28年度調査では、調査の平均回答時間(1週間につき小学校64分、中学校66分)を一律で差し引いている。

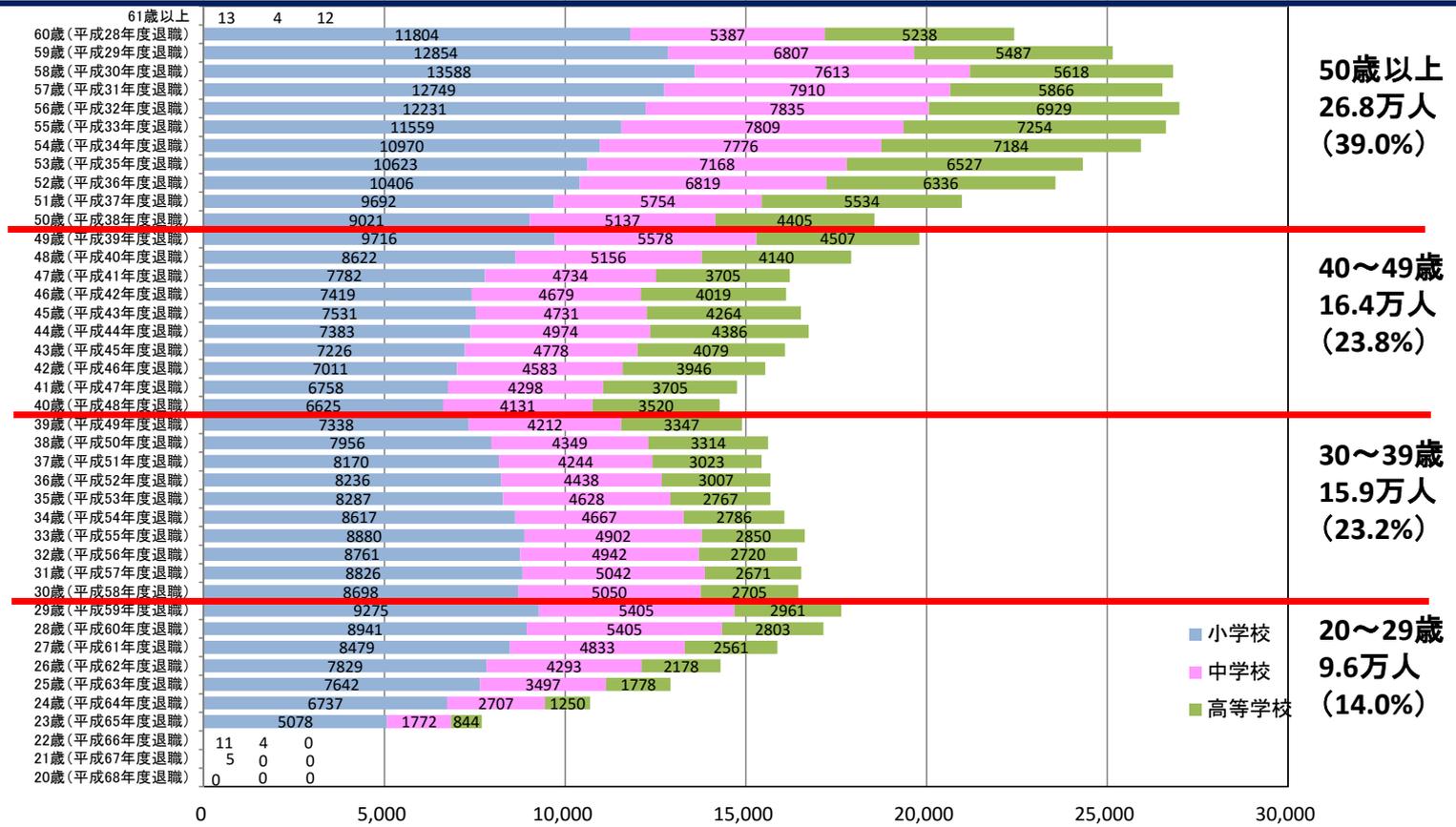
○ 平日については、小学校では、授業（27分）、学年・学級経営（10分）が、中学校では、授業（15分）、授業準備（15分）、成績処理（13分）、学年・学級経営（11分）が増加している。
 土日については、中学校で部活動（1時間4分）、成績処理（10分）が増加している。

平日(教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:35	0:33	+0:02	0:37	0:34	+0:03
授業(主担当)	4:06	3:58	+0:27	3:05	3:11	+0:15
授業(補助)	0:19			0:21		
授業準備	1:17	1:09	+0:08	1:26	1:11	+0:15
学習指導	0:15	0:08	+0:07	0:09	0:05	+0:04
成績処理	0:33	0:33	±0:00	0:38	0:25	+0:13
生徒指導(集団)	1:00	1:17	-0:17	1:02	1:06	-0:04
生徒指導(個別)	0:05	0:04	+0:01	0:18	0:22	-0:04
部活動・クラブ活動	0:07	0:06	+0:01	0:41	0:34	+0:07
児童会・生徒会指導	0:03	0:03	±0:00	0:06	0:06	±0:00
学校行事	0:26	0:29	-0:03	0:27	0:53	-0:26
学年・学級経営	0:24	0:14	+0:10	0:38	0:27	+0:11
学校経営	0:22	0:15	+0:07	0:21	0:18	+0:03
職員会議等	0:20			0:19	0:29	-0:04
個別打ち合わせ	0:04	0:31	-0:07	0:06		
事務(調査回答)	0:01			0:01		
事務(学納金)	0:01	0:11	+0:06	0:01	0:19	±0:00
事務(その他)	0:15			0:17		
校内研修	0:13	0:15	-0:02	0:06	0:04	+0:02
保護者・PTA対応	0:07	0:06	+0:01	0:10	0:10	±0:00
地域対応	0:01	0:00	+0:01	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
校務としての研修	0:13	0:13	±0:00	0:12	0:11	+0:01
校外での会議等	0:05	0:05	±0:00	0:07	0:08	-0:01
その他校務	0:09	0:14	-0:05	0:09	0:17	-0:08

土日(教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
授業(主担当)	0:07	0:00	+0:08	0:03	0:00	+0:03
授業(補助)	0:01			0:00		
授業準備	0:13	0:04	+0:09	0:13	0:05	+0:08
学習指導	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
成績処理	0:05	0:01	+0:04	0:13	0:03	+0:10
生徒指導(集団)	0:01	0:00	+0:01	0:01	0:00	+0:01
生徒指導(個別)	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
部活動・クラブ活動	0:04	0:02	+0:02	2:10	1:06	+1:04
児童会・生徒会指導	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
学校行事	0:09	0:01	+0:08	0:12	0:02	+0:10
学年・学級経営	0:03	0:00	+0:03	0:04	0:01	+0:03
学校経営	0:03	0:01	+0:02	0:03	0:01	+0:02
職員会議等	0:00			0:00		
個別打ち合わせ	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
事務(調査回答)	0:00			0:00		
事務(学納金)	0:00	0:00	+0:02	0:00	0:02	±0:00
事務(その他)	0:02			0:02		
校内研修	0:01	0:00	+0:01	0:00	0:00	±0:00
保護者・PTA対応	0:03	0:02	+0:01	0:03	0:02	+0:01
地域対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
校務としての研修	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
校外での会議等	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
その他校務	0:01	0:01	±0:00	0:04	0:03	+0:01

※18年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。

○ 公立小中高等学校の教師の約4割が50歳以上。



50歳以上
26.8万人
(39.0%)

40～49歳
16.4万人
(23.8%)

30～39歳
15.9万人
(23.2%)

20～29歳
9.6万人
(14.0%)

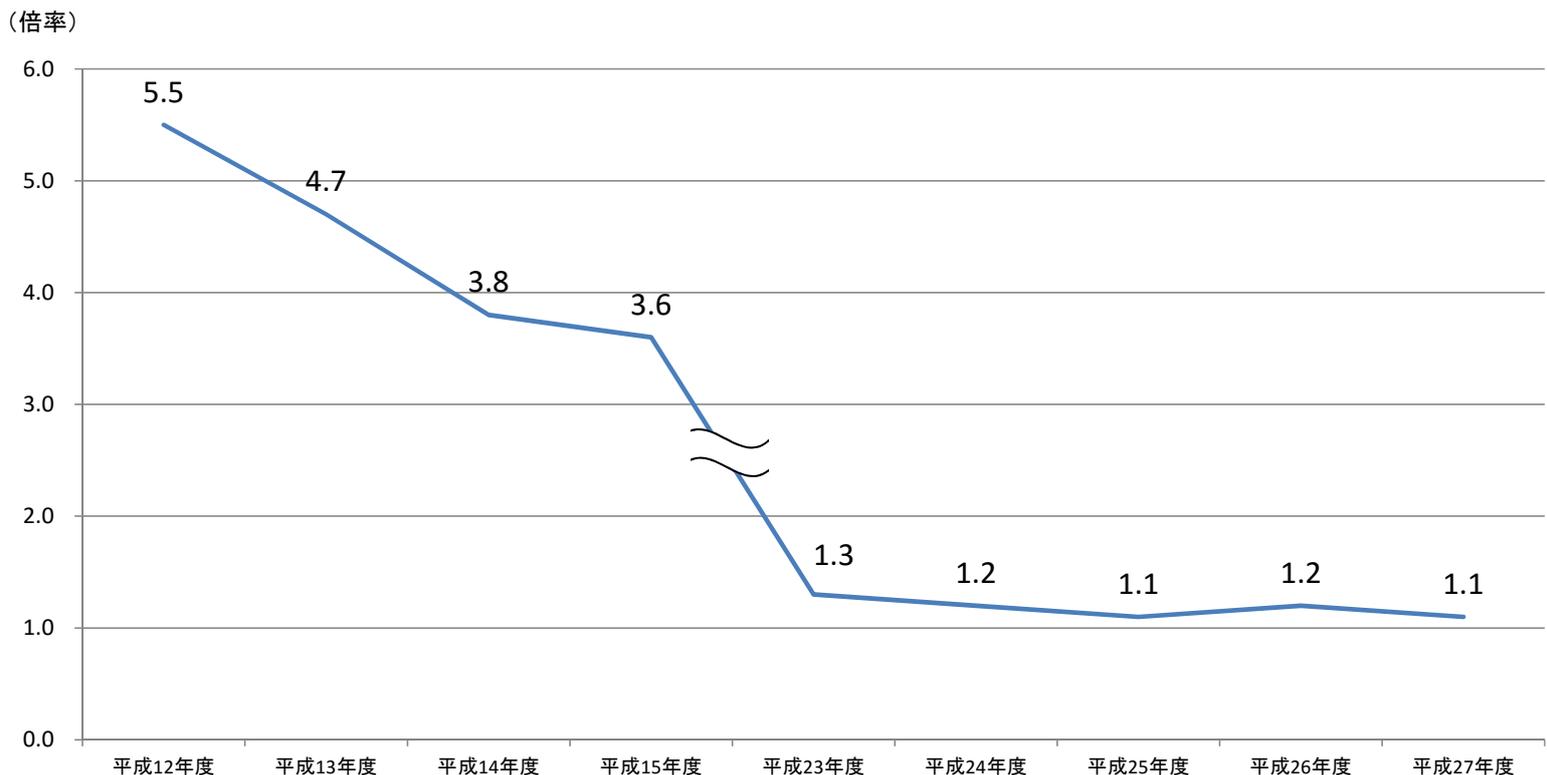
【小学校】 339,349人 43.2歳 【中学校】 198,051人 43.7歳 【高校】 150,226人 45.6歳 【合計】 687,626人 43.9歳

※平成28年5月1日現在で在職する正規教員の数(校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師(非常勤講師を除く。))

※年齢は、平成28年度末時点

出典：文部科学省調査

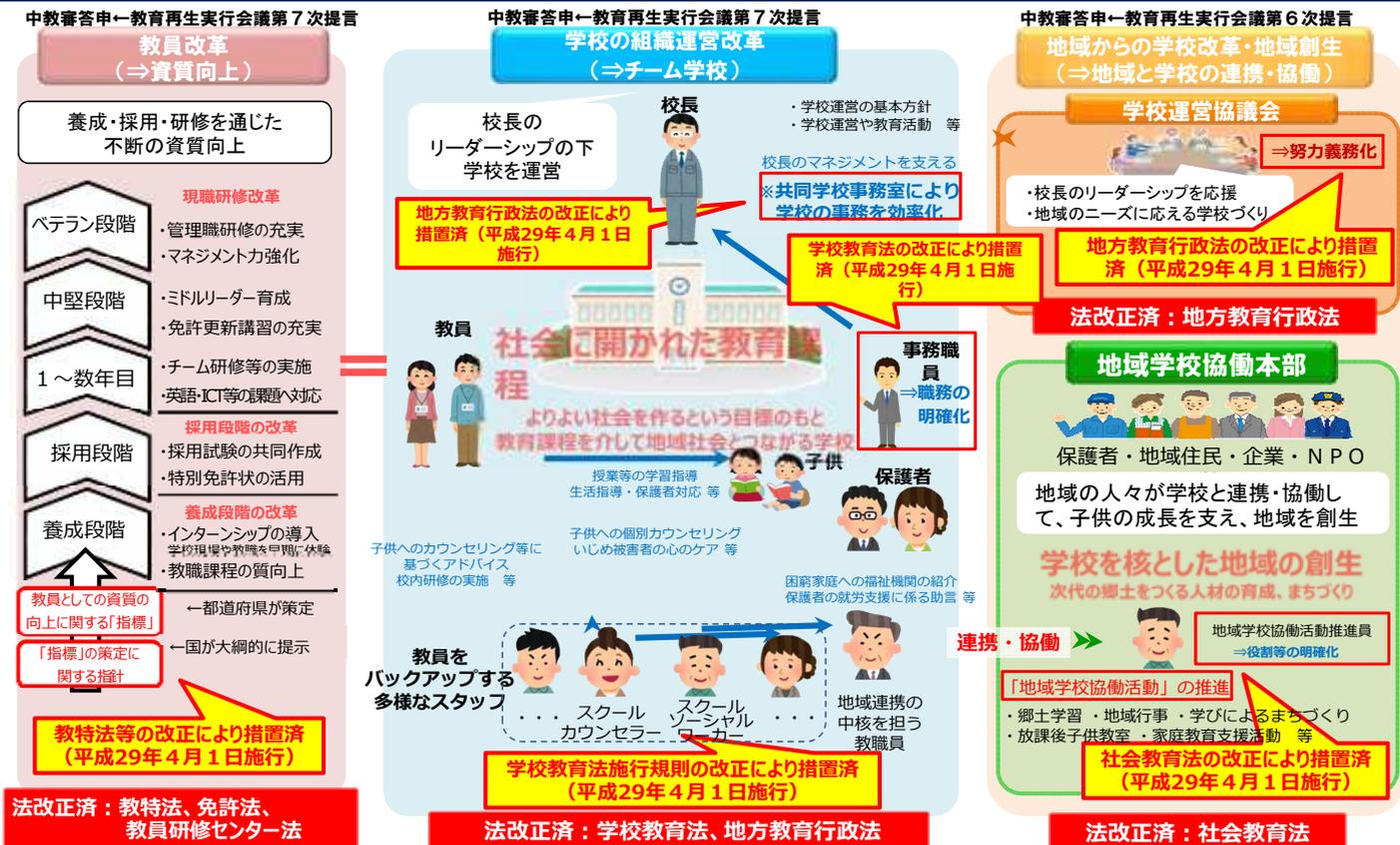
○ 東京都では、副校長の選考倍率が1倍程度で推移しており、なり手が見つかりにくくなっている。



(出典) 東京都「東京都人事行政の運営等の状況」(各年度)

教員任用制度あり方検討委員会「教員任用制度あり方検討委員会報告について」(平成18年度3月)を基に内閣官房作成

○ 「次世代の学校指導体制」の真の確立のため、教師の資質向上、学校の組織運営改革、地域との連携・協働への取組を推進。



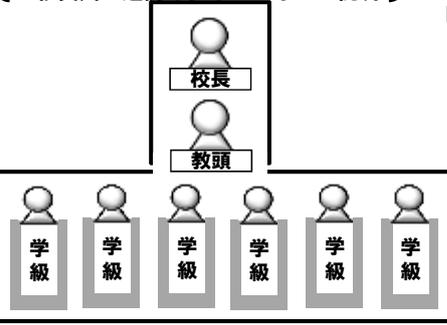
○ 現在、学校現場において、様々な専門スタッフが教職員と連携し、教育活動に当たっている。

	職務内容等	資格	配置状況等【H28】	財政措置(国)
スクールカウンセラー	心理に関する高度な専門的知見を有する者として、児童生徒、保護者、教職員に対してカウンセリング、情報収集・見立て、助言・援助等を実施	臨床心理士 精神科医 等	7,542人(H27) (※補助金対象者)	予算補助(1/3)
スクールソーシャルワーカー	福祉の専門性を有する者として、児童生徒のニーズの把握及び関係機関との連携を通じた支援、保護者への支援、学校への働き掛け、自治体の体制整備への働き掛けを実施	社会福祉士 精神保健福祉士 等	1,399人(H27) (※補助金対象者)	予算補助(1/3)
医療的ケアを行う看護師等	特別支援学校等において、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等を実施	看護師 准看護師 保健師 助産師	1,272人 (※補助金対象者)	予算補助(1/3)
特別支援教育支援員	食事、排泄、教室移動の補助等、学校における日常生活の介助や学習支援等を実施	なし	約56,000人	地方交付税措置
言語聴覚士(ST)、 作業療法士(OT)、 理学療法士(PT) 等の外部専門家	特別支援学校等において、医学・心理学等の視点による専門的な知識・技術を用いて、指導の改善や校内研修を実施	言語聴覚士 作業療法士 理学療法士 等	700人 (※補助金対象者)	予算補助(1/3)
就職支援コーディネーター	特別支援学校高等部及び高等学校において、ハローワーク等と連携し、就労支援を実施	なし	全国40地域において、 計57人を配置(H27)	委託事業を実施
ICT支援員	教員のICT活用(授業、校務支援等)を支援	なし	1,896人(H28.3月時点)	地方交付税措置
学校司書	学校図書館の日常の運営、管理、教育活動等の支援	なし	22,262人	地方交付税措置
部活動外部指導員	部活動における技術指導	なし	40,513人 ※運動部活動の外部指導者数 (中体連・高体連調査)	なし
外国語指導助手 (ALT)	小学校の外国語活動や中・高等学校の外国語の授業等の補助	なし	4,536人 ※JETのみ(H28.7.1時点)	地方交付税措置 (JET)予算補助(1/3)(non-JET)
サポートスタッフ	補充学習や発展的な学習など、主として学力向上を目的とした学校教育活動のサポート	なし	11,500人 (※予算積算上人数)	予算補助(1/3)

○ 「チーム学校」には、これまでの学校とは異なり、校長のマネジメントの元、多様な専門スタッフが責任を伴って学校に参画し、教員はより教育指導や生徒指導に注力できるような組織運営体制が求められる。

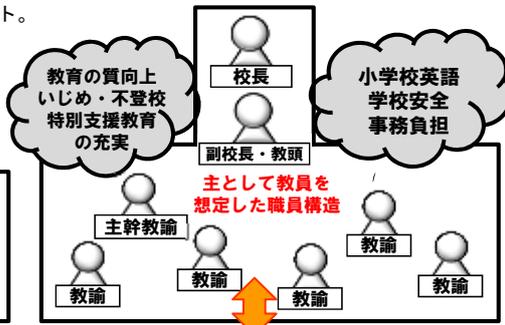
従来

- ・自己完結型の学校
- ・鍋ぶた型、内向きな学校構造
- ・「学年・学級王国」を形成し、
- ・教員間の連携も少ない などの批判



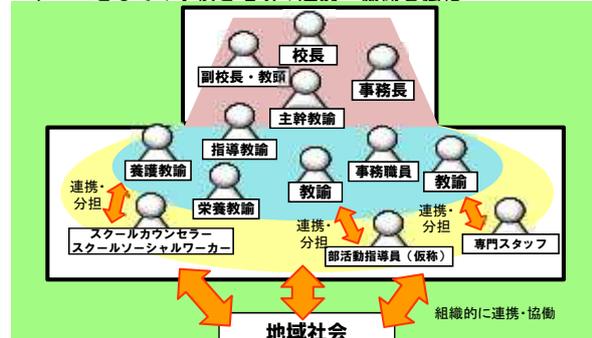
現在

- ・学校教職員に占める教員以外の専門スタッフの比率が国際的に見て低い構造で、複雑化・多様化する課題が教員に集中し、授業等の教育指導に専念しづらい状況。
- ・主として教員のみを管理することを想定したマネジメント。



チーム学校

- ・多様な専門人材が責任を伴って学校に参画し、
- ・教員はより教育指導や生徒指導に注力
- ・学校のマネジメントが組織的に行われる体制
- ・チームとしての学校と地域の連携・協働を強化



(注) 専門スタッフとして想定されるものについては、答申の22ページを参照。また、地域社会の構成員として、保護者や地域住民等の学校関係者や、警察、消防、保健所、児童相談所等の関係機関、青少年団体、スポーツ団体、経済団体、福祉団体等の各種団体などが想定される。

(注) 「従来」「現在」の学校に係る記述は、学校に対するステレオタイプ的な批判等を表示しているものであり、具体的な学校、あるいは、全ての学校を念頭に記述しているものではない。

授業	・教員による一方的な授業への偏重	・変化する社会の中で、新しい時代に必要な資質・能力を身に付ける必要	・アクティブ・ラーニングの視点からの不断の授業改善
教員の業務	・学習指導、生徒指導等が中心	・学習指導、生徒指導等に加え、複雑化・多様化する課題が教員に集中し、授業等の教育指導に専念しづらい状況。	・専門スタッフ等との協働により複雑化・多様化する課題に対応しつつ、教員は教育指導により専念
学校組織運営体制	・鍋ぶた型の教職員構造 ・担任が「学年・学級王国」を形成	・主幹教諭の導入等の工夫 ・学校教職員に占める教員以外の専門スタッフの比率が国際的に見て低い構造	・カリキュラム・マネジメントを推進 ・多様な専門スタッフが責任を持って学校組織に参画して校務を運営
管理職像	・教員の延長線上としての校長	・主として教員のみを管理することを想定したマネジメント	・多様な専門スタッフを含めた学校組織全体を効果的に運営するためのマネジメントが必要
地域との連携	・地域に対して閉鎖的な学校	・地域に開かれた学校の推進	・コミュニティ・スクールの仕組みを活用 ・チームとしての学校と地域の連携体制を整備

「チーム学校」の実現による学校の教職員等の役割分担の転換

○ 教師が、学習指導や生徒指導等の本来的な業務により専念できるような環境整備が求められている。

教員が行うことが期待されている本来的な業務

- ・通級指導など特別支援教育
- ・小学校英語等の専科指導
- ・いじめ・道徳対応の強化
- ・アクティブ・ラーニングの視点からの不断の授業改善
- ・授業・学習指導 (授業計画・準備、採点、通知表作成等)
- ・学級経営 (学級担任等)
- ・生徒指導 (面談、進路指導等)
- ・学校行事 (入学式・卒業式・修学旅行・遠足等)

上記以外の業務

- ・教員に加え、専門スタッフ、地域人材等が連携・分担することで、より効果を上げることができる業務
- ・教員以外の職員が連携・分担することが効果的な業務
- ・多様な経験を有する地域人材等が担うべき業務
- ・子供の心理的サポート
- ・家庭環境の福祉的ケア
- ・部活動指導
- ・学校運営事務
- ・学校図書館業務
- ・ICT活用支援業務
- ・指導補助業務 (土曜日の活動支援等)

新たな課題への対応に必要な教員の体制の充実が必要

授業・学級経営・生徒指導に一層専念

教員

+

スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
部活動指導員 (仮称)
事務職員
学校司書
ICT支援員
など

専門スタッフ

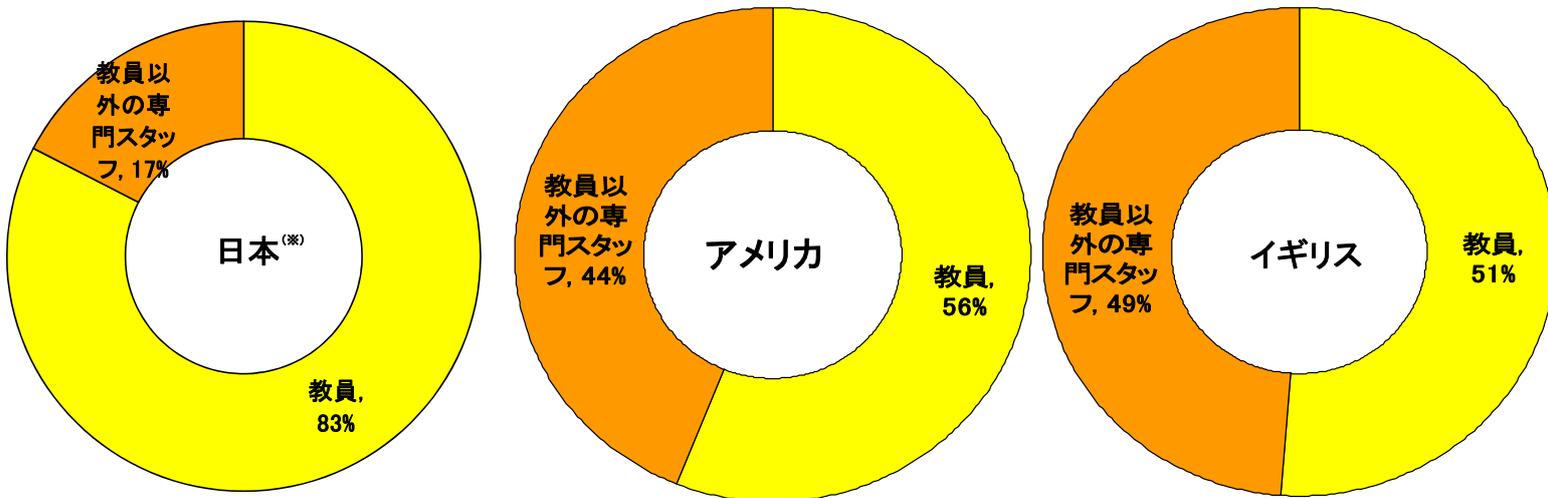
理科の実験支援員
学習サポーター
など

サポートスタッフ

教員が多様な業務を担っている

○ アメリカ・イギリスに比べ、日本は初等中等教育学校における教職員総数に占める教師以外の専門スタッフの割合が低い。

○ 初等中等教育学校の教職員総数に占める教員以外の専門スタッフの割合

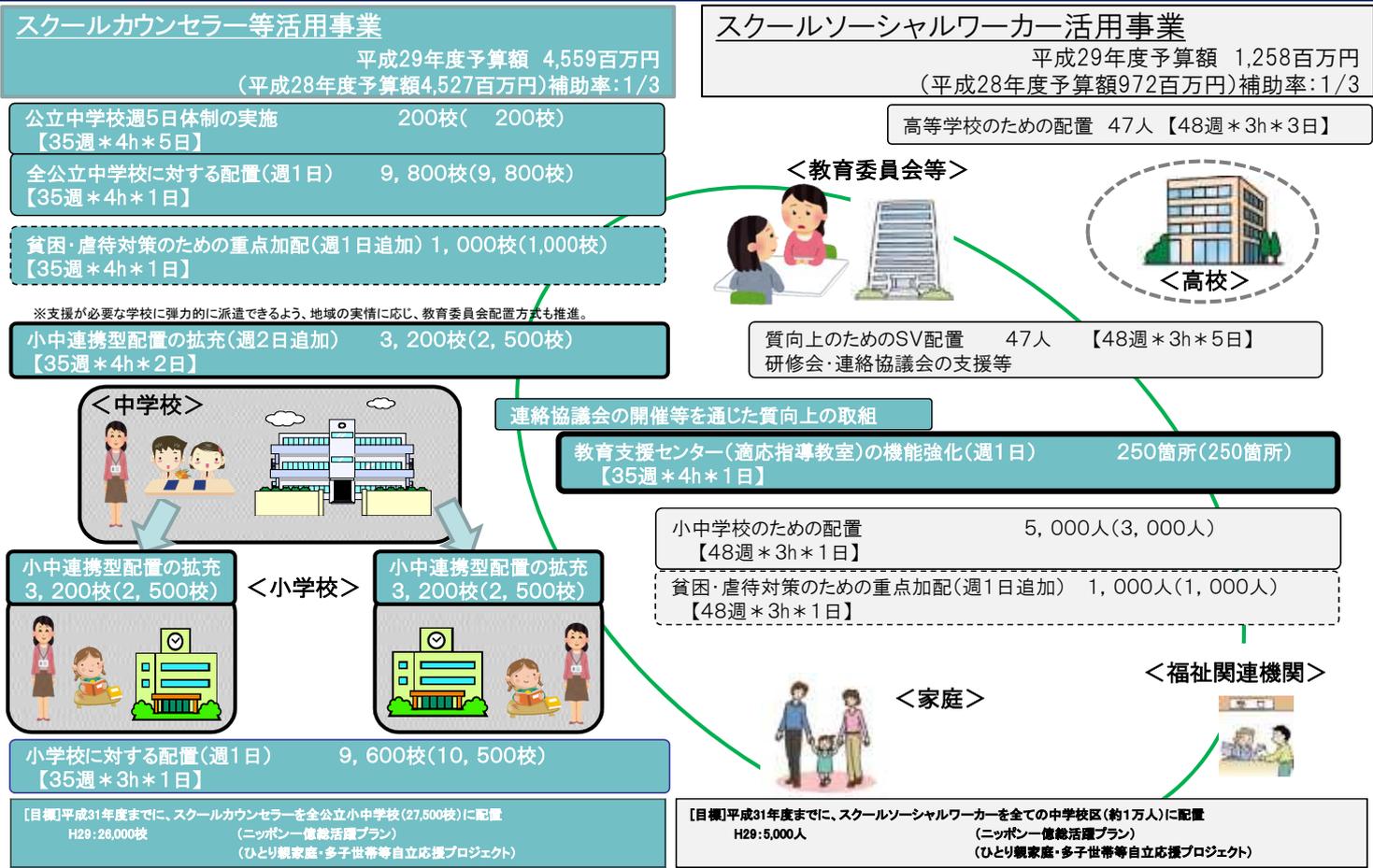


(出典)文部科学省「学校基本調査」(平成28年度)、「Digest of Education Statistics 2014」、「School Workforce in England November 2013」

- ※1 日本は小・中学校に関するデータ
- ※2 日本における専門スタッフとは、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員、学校図書館事務員、養護職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員等を指す
- ※3 アメリカにおける専門スタッフとは、ソーシャルワーカー、医療言語聴覚士、就職支援員等を指す
- ※4 イギリスにおける専門スタッフとは、司書、メンター、医療及び看護職員等を指す

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

○ 教育相談機能の整備・強化に向け、平成31年度までに、原則として、スクールカウンセラーを全公立小中学校に、スクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置予定。



○ 部活動について、教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連を留意し、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制が整えられるよう規定。

中学校学習指導要領 平成29年3月改訂（抜粋）

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

※高等学校学習指導要領についても、平成29年度に改訂予定。

〔中学校では、228万名(65.7%)、高校では、146万名(41.8%)の生徒が運動部活動に参加

(出典)公財日本中体連、公財全国高体連及び公財日本高野連調べ(平成27年度)

39

○ 長時間労働の要因であり、複数の課題が指摘されている。

○教員の長時間労働

- ・国際調査によると、日本の中学校教員の勤務時間は参加国・地域中最長であり、その中でも、課外活動の指導時間が特に長い。

(参考) 中学校教員 1週間あたりの平均課外活動指導時間

参加国地域平均2.1時間

日本 7.7時間 (参加国地域34か国中最長)

(出典)平成26年度 OECD国際教員指導環境調査 (TALIS)

○部活動指導手当の現状

- ・現在手当額は4時間程度の指導に対して3,000円(平成30年1月より3,600円)を支給。

(参考) 全国平均最低賃金 (平成28年度) 823円/時

○生徒の健康上の問題

- ・スポーツ障害やバーンアウトの予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保の観点などを踏まえると、行き過ぎた活動は望ましくなく、適切な休養日等の確保が必要。
(文部科学省「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」(平成9年))
- ・学期中の週あたり活動日数は、中学校において6日以上の実施が6割超※など十分な休養日が設定されていない状況。
(文部科学省「学校現場における業務の適正化に向けて」(平成28年))
※文部科学省「運動部活動の実態に関する調査研究報告書」(平成14年)

- 中学校・高等学校ともに、約半数程度の部活動指導者が、競技経験のない部活動の指導を行っている。
- 「教師に部活の顧問をする・しないの選択権」等を求めるネット署名が行われている。

担当教科×現在担当している競技の過去経験の有無

- 体育×経験あり：「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- 体育×経験なし：「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」
- 体育以外×経験あり：「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- 体育以外×経験なし：「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」



(出典)(公財)日本体育協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」(平成26年7月)

【部活問題対策プロジェクトについて】

- 30代の公立中学校教員ら男女6人が設立。部活の顧問を引き受けるかどうかの選択権を求めて、平成27年12月よりインターネット上にて、署名を開始。(9月7日現在 28,570人が賛同) 平成28年4月には、生徒が部活動をするかどうかの選択権を求める署名も開始。(9月7日現在 12,839人が賛同)
- 平成28年3月3日、平成28年8月5日に文部科学省へ署名を提出

- 学校教育法施行規則を改正し、部活動の技術的な指導や大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員を制度化(平成29年4月1日施行)。

学校教育法施行規則(抜粋)

第七十八条の二 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(中学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する。

※義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中等部及び高等部については準用規定。

部活動指導員の職務

- (1) 部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する。
- (2) 部活動指導員の職務は、部活動に係る以下のものが考えられる。
 - 実技指導
 - 学校外での活動(大会・練習試合等)の引率※等
 - ※ 部活動指導員が単独で引率できるようにするためには、大会の主催者である中体連や高体連等において、関係規定の改正等を行う必要があるため、本省令の施行通知に合わせて、適切な対応について協力を依頼。
- (3) 学校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

学校設置者等による体制整備

規則等の整備

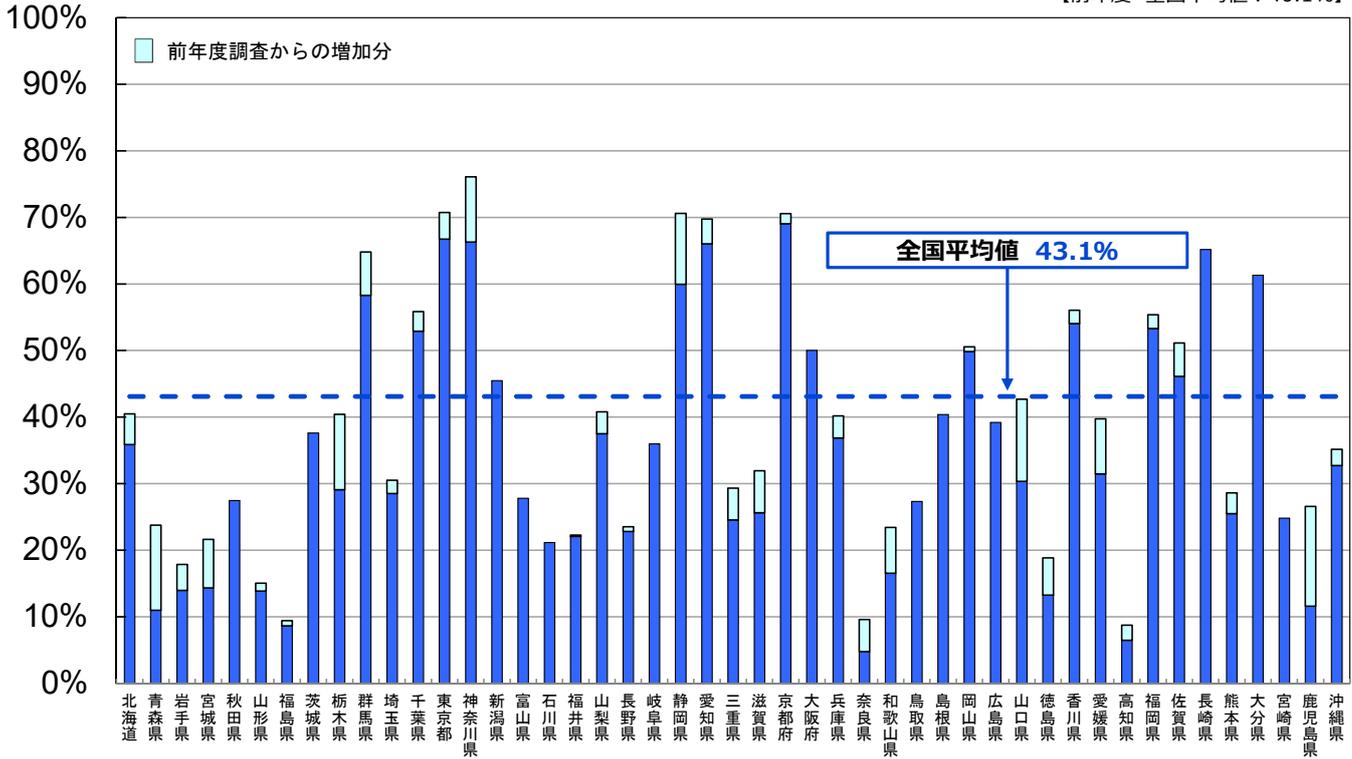
- 学校の設置者は、部活動指導員に係る規則等を整備する。
- 当該規則等には、部活動指導員の身分、任用、職務、勤務形態、報酬及び費用弁償、災害補償、服務及び解職に関する必要な事項を定める。

研修の実施

- 学校の設置者及び学校は、部活動指導員に対し、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。
- 研修は、部活動が学校教育の一環であることなど部活動の位置付けと教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止等について、十分に理解させるものとする。

○ 統合型校務支援システムによって成績処理や出欠管理等を行っている学校は約4割のみであり、今後さらなる導入の推進が不可欠。

【前年度 全国平均値：40.1%】



※「統合型校務支援システム」とは、教務系(成績処理、出欠管理、時数等)・保健系(健康診断票、保健室管理等)、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムのことをいう。
 ※ 統合型校務支援システム整備率については、統合型校務支援システムを整備している学校の総数を学校の総数で除して算出した値である。

文部科学省「平成27年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査」平成28年3月1日現在
 調査対象：全国の公立学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)

学校現場における業務改善事業

○ 教師が子供たちと向き合う時間を確保するため、学校現場における業務改善の取組を一体的・総合的に推進。

業務改善加速のための実践研究事業の実施

文部科学省

29年度予算額 2.3億円
 (28年度予算額 1.3億円)

業務改善に集中的に取り組む重点モデル地域(20地域)を指定し、**業務改善の加速及び教職員や業務アシスタント等の人的配置状況と業務改善の関係**についての**実践研究を実施**。具体的なノウハウや成果を分析し、全国に発信し普及。

都道府県・政令市

市町村と連携し、小中学校における業務改善を促進。重点モデル地域の成果を県下に波及。

- **重点モデル地域に対する教職員や業務アシスタント等の配置**
- 県としての業務改善ポリシーの策定・指導助言
- 管理職等の意識改革のための研修の実施

- 取組のフォローアップ、成果の県下全域への発信

重点モデル地域：市町村(政令市含む)

- 自治体の業務改善ポリシーの策定
- **業務改善の取組の実施**
 - ・ 教員の行う業務の明確化(事務職員や他のスタッフ等との連携・分担等)
 - ・ 部活動に関する休養日の明確な設定
 - ・ 時間管理の徹底、研修の実施 等



外部専門家による分析・助言

- **勤務状況の改善の成果を分析**
勤務時間(総勤務時間や事務作業・部活動に関する時間等)や負担感の変化、創出した時間による教育面での効果などの成果を分析
- 成果を挙げたG Pを管下全域に波及

エビデンスとして蓄積

業務改善アドバイザーボード

- 業務改善アドバイザーの派遣による指導助言(20名程度)
- 先進モデルの横展開
- 業務改善の取組の継続したフォロー



長時間勤務是正キャンペーンの実施

- 長時間勤務是正のための周知・啓発を行い、全国的な気運を情勢
- マネジメントフォーラムの開催
- 各種広報媒体等による普及啓発
- 実践事例集の作成 等

業務改善の基礎的調査研究の実施

- 研究機関等による業務改善の推進に資する基礎的調査研究を実施

文部科学省「我が国の子供の意識に関するタスクフォース」 における分析結果

1 文部科学省における検討体制

我が国の子供の意識に関するタスクフォース

主査：田野瀬 太道 文部科学大臣政務官

【趣旨】

将来の日本を担う子供たちが、自分の価値を認識して、相手の価値を尊重するとともに、リラックスしながら他者と協働して、自分の可能性に積極的に挑戦し、充実した人生を歩めるよう、我が国の子供たちの自己肯定感が低い要因を分析するとともに、必要な対応策を検討する。

【開催実績】

平成28年10月から12月にかけて、5回の会議と現地視察（東京都八王子市立三分方小学校）を行った。また、5回の会議の中で、以下の有識者ヒアリングを行った。

- ①東京都教職員研修センター（自尊感情や自己肯定感に関する研究〈20年度～24年度〉について）
- ②北海道大学 加藤弘通 准教授（諸外国と比べた我が国の子供の自己肯定感について）
- ③法務省（矯正施設における自己肯定感向上に関する取組について）

※本タスクフォースにおいては、以下を自己肯定感に関する項目として分析を行った。（詳細については、P6参照）

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・自分には、よいところがある | ・人並みの能力がある |
| ・今の自分が好きだ | ・自分自身に満足（不満） |
| ・自分自身に満足している | ・ダメな人間だと思ふことがある |